

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'93/10

OCTOBER, 15, FRI No. 58



秋空へ向け白煙を引く手造りロケット「龍勢」

建産連の

SLOGAN  
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

### 一極集中化を改められないか

清水 義夫

日本国内の自動車の保有台数は、アメリカに次ぐ世界第2位で、国別の面積当りの台数は世界の第1位という。道路を利用する運転者には全くありがたくない状況となり、そして大都市およびその近郊都市の交通渋滞は、日常茶飯事のように各所で発生し、都市機能の効率的運用に障害をもたらしているのです。

去る5月9日、首都高速5号線で大型トレーラの荷台から崩れ落ちた紙ロール(350kg/個)に走行中の乗用車などが衝突し、8人が死傷した事故の原因は、紙ロールの過積載といわれていますが、なぜ過積載をしなければならなかったのか、その素因は首都高の慢性的渋滞で、目的地まで到達するのに長時間を要するため、その分を1箇でも余分に輸送することにより箇当りの運賃に反映させることにあったと考えられます。

首都高速道路公団は、新路線建設のため料金の値上げを計画しています。確かに首都高の交通量は年々増大し、渋滞緩和には新路線が必要なことはうなづけますが、東京への一極集中が続くかぎり新路線ができて、渋滞緩和の効果は期待できないし、建設費も想像を絶する膨大なものとなるでしょう。

なぜ? このような交通環境状態になってしまったのでしょうか。40数年前、人工問題の専門学者が次のように予言し、警告したのであります。時代は、石炭や薪のエネルギー時代から、オイル革命に始まり、やがて原子力産業が従来のエネルギーの形態を全く変えてしまうだろう。そして農・山村の人口は超過疎状態となり、その反転現象として首都圏や大都市に人口が集中して超過密状態が発生するだろう、と。

まさに現代は、その警告どおりになったのです。その学者は、対策についても次のように提言をしております。

過疎化・過密化を緩和するためには、人口の分散均等化が必須条件であり、その施策として、国が一極集中化を改め、本省庁を地方へ移転するのが最も効果的で、本省庁が移転すればそれによって関連する企業も人も地方に移転し、そのことによって地方の活性化に貢献し、大都市の地価も抑制され、緑の空間が適正化される等々のメリットが大きい。そこで30~50年間をかけても国家事業として取り組む必要がある、と説いたのです。

政府や国会に要望します。過疎地方の活性化と人口の均等化のため、内閣官房と外務省を除き、各省庁をそっくり3年毎をメドに地方へ移転するぐらいの大胆な施策を推進できないでしょうか。

(筆者・埼玉県環境安全施設協会会長)

## 建産連ニュース・目次

## 表紙写真説明

「龍勢」は、秩父郡吉田町が300年の伝統を受け継ぐ勇壮な年中行事（龍勢祭）で、毎年10月10日に打ち上げ、その年の幸運を願うもので県指定の無形民俗文化財となっている。

詳しくは、本誌シリーズ特集所載「21世紀を展望した街づくり」参照されたい。

写真提供：吉田町

◆ 巻 頭 言 .....	1
◆ 「経営改善指針」を策定、自助努力への道を拓く .....(社)日本タイル煉瓦工事工業会.....	3
◆ 「新規学卒者の採用に関する指針」について ..... (労働省) .....	7
◆ 建設労働者の福祉の充実について ..... (建設省) .....	9
◆ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）・（続） .....	10
◆ 特集・行政情報	
1) 埼玉県九月補正予算の概要 .....	17
2) さいたま新都心の概要と施行現況 .....	19
◆ シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」 その54.....吉田町.....	23
◆ 特集（連載寄稿） 世界の遺跡見てある記(1) ——万里の長城—— .....杉江啓二.....	25
◆ 会員団体平成5年度事業計画の概要（続） .....	29
◆ 理事会・委員会報告 .....	32
◆ 告知板	
1) 意向反映型指名競争入札制度のあらまし .....	34
2) 下請契約における代金支払の適正化について ..... (県土木部長) .....	35
◆ 企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 古寺社探訪(8) .....	36
◆ 建産連だより 会員団体の動静 .....	38
◆ 連合会日誌 .....	41
● (財)建設物価調査会案内広告 .....	(33)

# 「経営改善指針」を策定

## 自助努力の道を拓く

(社)日本タイル煉瓦工事工業会

(社)日本タイル煉瓦工事工業会(略称=日夕煉・馬場平八会長)は、本年3月、会員企業の資質の充実強化を目的に「タイル工事業経営改善指針」を策定し、これを全会員に配布、技術と経営に優れた企業となる行動計画を提示してその活用を促した。内容はこの業界が最も立ち遅れているといわれる経営の面を視点に経営に対する観念的変革を促し、「家業から企業へ」の意識改革を訴え、タイル工事業自体の社会的地位の向上を図るための経営戦略の集積である。本指針策定に当たって指導の手を差し延べられた建設省建設振興課で内容を評価、経営改善の切り札として活用を奨めている。ここに策定の背景と策定の視点を同工業会金谷大専務理事談を加えて紹介することとした。(W)

### 「(社)日夕煉」の概要

昭和39年5月、任意団体全国タイル煉瓦工事団体連合会として発足、昭和43年7月、建設大臣許可法人として現体制に改組、今日に至った。現在、傘下31団体、構成員数1,685社、施工業者の集団である。

所掌する事業は、技術・工法の開発、調査研究並びに指導・奨励を主体に、関連業界との交流、情報の収集・交換及び提供のほか、人材の確保・育成並びに福利厚生事業等で、平成5年度予算に約3,000万円を事業活動費として計上している。事務局所在は、東京都豊島区東池袋1-48-10。25山京ビル317号(電話:03-3983-0908)

## 指針策定の背景とその概要

昭和61年2月、建設省は活力ある挑戦的な産業を目指す建設産業ビジョンを示し、「技術と経営にすぐれた企業が生き残れる」と自助努力を奨めるとともに、各職種業界ごとにビジョンの作成を提言した。「日夕煉」においてもこの提言に注目したが、当時の「日夕煉」では目前の手立てを行うことが精一杯という厳しい状況下であってビジョンを考えるゆとりがなかった。その後政府のとった内需拡大策等によって業界は活況を呈し、いわゆる平成景気を迎え仕事量は増大した反面人手不足など多くの問題が生じた。

平成元年の第1次に次いで第2次構造改善推進プログラムが提示され、構造改善に向けての方向づけがなされたことが契機で、「日夕煉」

内部においてもようやく「古い家業体質からの脱皮を図るべきではないか」との声が起り、平成2年11月、「日夕煉」独自のビジョンを作成することを決め、経営指針策定委員会を中心に策定作業に着手、建設省のガイドラインに沿い、タイル工事業にふさわしい独自のビジョン(経営改善指針)を作成すべく建設省、(財)建設業振興基金の指導を仰ぎつつ、①建設産業におけるタイル工事業の位置づけ②現状と問題点③将来展望の3つの柱をもって構成することを決めた。

その手始めに指針作成の基本理念(指標・別項参照)を定め、そのうえに会員を対象にした経営実態を把握するためのアンケート方式による調査を実施、必要な資料の収集等を行って本格作業に入った。

アンケート調査には、①経営形態②資本金③営業年数④平均従業員数(管理、事務、営業、

運搬、技能の各職別)⑤平均年齢⑥賃金構成(事務系、技能系別)⑥ランク別完成工事高を設問肢として回答を求めた。回答を基に分析、実態を把握、21世紀に向け時代の変革に対応し得る経営基盤づくりの諸方策及び課題を提起し、これらを体系づけ平成4年夏に原案をまとめた。

この指針は、本編と資料編(別冊)の2部構成、そのうち本編は全編5章(140頁)からなり、第1章及び第2章は総論として建設産業におけるタイル工事業の位置づけとタイル工事業の現状を各種のデータをもとに現状認識に充てている。第3章及び第4章は各論として受注計画の立案、適正契約の履行、企業評価の方法等経営改善に向けてとるべき方策を示している。最後の第5章は総括として第2次構造改善プログラムに準拠、雇用条件の改善、総合的人材確保・育成、経営基盤強化、生産システムの合理

化、安全対策、再資源化対策等に関する課題提起を行っている。

別冊・資料編においては、本指針を補完するものとして編成され、内容は行政関連の命令、規則の解説、建築工事共通仕様書、技能工養成、モデル現場就業規則、賃金台帳整備に関する事項等180頁にわたり集録している。

## 経営改善指針策定の視点と進め方

### 1. 経営改善は経理から

経営改善は、「経営診断」から始めるのが筋である。この点は技術・技能者の集団では苦手の分野である。そこで策定に当たっては(財)建設業振興基金の指導を受けて作業を進めた。

経営診断を個別に行うことが難しい面から

### 指針策定の指標

われわれの建設業は素晴らしい。この素晴らしい建設業の中で、意欲をもって事業を進め、魅力ある事業所をどうしてつくるか。

1. 経営者の考え方や行動が、会社・事業所を変える。

その考えとは、経営に対する価値観、経営理念、ビジョン、経営方針、経営目標、経営戦略をいう。

その行動とは、その考えに基づき持っている経営資源(人、物、金、情報、制度、システム、組織)を常に見直し、それらの最適な組み合わせを考えながら、環境変化に対応した経営をしていくことである。

2. 2K、2Dということ

2Kとは、経験、勘、2Dとは度胸、ドンブリ勘定のこと。これからの経営はこの2K・2Dではやっていけない。企業は経営者の器以上にならないといわれるが、常に勉強し、

環境変化に対応すること。

経営者は、①社会や時代の変化、流れ、方向をよく観察して先を読むこと。②固定観念を捨て、発想の転換を図ることが必要。今できることは何か、どこまでやるか、自社なりの行動計画をたて、一歩ずつ段階的に実行していくこと。

魅力ある会社・事業所とはどういうことか。

①企業の発展を追求すること。②従業員の幸せを追求すること。③社会の利益を追求すること、の3つの条件を満たせる会社・事業所である。

今はまさに、産業間、企業間で競争が激しく、人材の奪い合いの時代である。企業規模の大小を問わず、経営に魅力が欠けば、仕事も人材も、より魅力のある産業や企業に移動していく。

小手先の対応で解決できるものではない。「発想の転換」と「意識改善」は絶対に必要なのである。

あるので、会員の自主トレ方式を採用することとし、「主要財務比率の評価シート」による方法をとることにした。

この自主トレのためには、決算書とは何かを知ってもらわなければならない。そこで財建設業振興基金の指導で「決算書とは何か」を分かりやすく解説と同時に、「損益分岐点」の求め方も解説に加え、自己診断を求めることにした。これをもって経理面から経営改善を図る第一歩とした。

## 2. 営業の多角化、新規顧客の開発

時代の流れ、環境の変化、当面する不況に対応する経営姿勢について、次の諸点を挙げ、さらに具体的取り組みについての示唆を行っている。

- 1) 官公庁、民間、個人等の受注先、つまり  
  施主との直接対面による受注活動
- 2) 受注先との関係を維持し、さらに深める  
  努力
- 3) 受注先の新規開発
- 4) 上記1～3までの遂行に必要な情報の収  
  集と分析、対応の研究。

以上を前提にして、受注先の新規開発、経営の多角化はもちろんタイル施工が中心となるものの、石張り、建材の加工・販売、ユニットバス、システムキッチン、トイレ、給湯機器、水回り設備などの施工、乾式工法の採用などをあげ、特に最近需要の高い住宅の増改築（リフォーム）の重視を提起している。

タイル工事業に対する異業種の参入に対抗するために、経営の多角化、新規開発の必要性を指摘している。

## 3. 適正な契約と適正価格

経営改善は適正な利益を確保することが重要である。技能・技術者の中には名人意識があって、これは悪いことではないが、経営者においては当然「利潤」を考えなければならない。そのためには適正な契約と適正価格に

よる受注に努めることである。

工事費は需要と供給によって決まるものであるが、利益をあげる基本は「原価計算」にある。この業界の工事費は1㎡当たりいくらかという方法をとるのが一般的である。名人は経験と勘によって正確に工事費を計算する。しかし、最近では、勘でなくデータによる原価計算を根拠にし、コストダウンを図る必要がある。それを基準にして、見積りを提出、施主との折衝に入る。その時、需要と供給とによる市場原理が作用する。

工事費について、適正な契約をすることを提言する。中小規模企業では契約を文書によって行うより、口頭で行うことが多いが、トラブル防止のために必ず文書による契約を奨める。建設省も文書による契約の適正化を指導していることは周知のとおりである。この問題に関連して、実行予算、資機材の効率的運用、外注先の指導と育成について述べ、おわりに、三省協定（公共事業労働費調査）による賃金の制定方法とこれに対応するための賃金台帳の整備の必要性に言及している。

## 4. 第2次構造改善推進プログラムに沿って経営改善を考える

タイル工事業は素晴らしい。建築に彩りをそえ耐久力を増す。新しい都市景観をつくり出すものであることを誇りに思う。この素晴らしいタイル工事業をさらに発展させることが使命であり、その方法論を提示するのが「経営改善指針」である。

経営改善指針の作成にはいくつかの方法が考えられるが、日夕煉としては、基本を第2次構造改善推進プログラムにおき、そのうえにタイル工事業独自の考えを反映させることが筋道と考えた。

### (1) 雇用労働条件の改善

構造改善推進プログラムにあげられた内容は当然考えなければならないが、タイル工事業の実実からみて問題をまず改善しな

なければならない。

① 労働時間の短縮・人材確保のためにも必要なことは誰もが認めているが、これを法規のとおり実現するには、仕上げ職種としてまず「工期の問題」と「現場従事者の減収」に対する改善が重要な前提条件となる。

② 直用化、月給制の導入も必要と考えるが、長い慣行の「現場での請負制」などの係りをどう改善するかが問題である。

現状では「四週六休制」を推進する。

## (2) 総合的人材確保と育成

工事が増えれば直ちに技能者不足がおこる。タイル技能者はインスタントにできるものではない。労働条件を改善し、イメージを良くすることを基本に、現状の問題点を改善する。

技能者の育成には、事業内訓練（OJT等）も必要だが、当面職業専門校などの活用を通じ、公認の資格を取得させる必要がある。

## (3) 経営基盤の強化

何をやるにも経営基盤が強化していなければ駄目である。そこで本指針では①後継者の育成②OA機器の活用③事業協同組合等の活用を掲げ、経営能力の向上を奨めている。

## (4) 生産工程の改善

タイル工事業団体は技術・技能者の集団である。従って生産性向上は技術力が原点ということ全員が理解している。しかし、技術革新に伴い工程管理の重視、新工法に追いつく日常的技術力・技能の向上と同時に品質管理も大事な要素、タイル工法は伝統工法に加えて、乾式工法が登場、普及しつつある（工場生産方式）、また、タイル張りロボットも開発されている。品質管理が重視される現在、伝統工法を継承すると同時に、新工法の導入、全天候型施工法の開発などに努力しなければならない。

## (5) 多い改善すべき問題点

第2次構造改善推進プログラムには、建設産業の情報ネットワーク、建設生産システム合理化推進、建設業法運用等の強化、共同企業体の適用化、市場環境の整備等が謳われている。しかし、現状では家業的経営形体が濃いため、当面それらを目標にして努力することとした。

特に重視していることは、「安全対策の推進」である。タイル工事には高所作業が多いことから、足場の改善を重視している。根本は安全意識の向上にまず努めることにしている。建設産業のイメージアップも必須な要件として理解を求めている。

再資源化の問題は、タイルのメーカーも研究しているが、タイル工事業も現場におけるタイル廃材処理に腐心している。廃棄物として捨てるだけでなく再資源化を模索、その対応が大きな課題である。

## (6) 建設業の構造改善

「日夕煉」の会員は、技術・技能者の集団である。建前として「技術と経営」の向上を必要とすることは理解していても、経営の面では苦手意識が強く働く、良い元請の下にいれば安心という意識が拭かない。タイル工事業の充実強化は、業界自身の自助努力は当然としても、元方となる建設業そのものの構造改善が基本的に必要であるとその促進を強く期待するものと結んでいる。

》注《 本指針本書は当建産連事務局に備えてありますので参考視の方は申し出下さい。





# 「新規学卒者の採用に関する指針」について

— 労働省 —

労働省は、本年4月1日に職業安定法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行に伴い、「新規学校卒業者の採用に関する指針」（ガイドライン）を策定し、これを各都道府県知事及び都道府県労働基準局長に通知し、今後この指針に基づき、事業主に対して周知を図るとともに、啓発指導に当たっているとしている。(W)

## 新規学校卒業者の採用に関する指針

### 1. 趣旨

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものである。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識・経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就業を行うためには、関係者の助言、援助を必要とする。

また、最近、学生・生徒に大きな打撃と不安を与える採用内定取消し及び入職時期繰下げといった重大な事態が発生し、新規学校卒業者の就職に大きな影響を与えている。

この指針は、このような状況を踏まえ、新規学校卒業者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規学校卒業者を採用しようとする事業主が考慮すべき事項を定めたものである。

### 2. 事業主が考慮すべき事項

#### (1) 適正な募集・採用計画の立案

学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものであり、就職先の決定に当たっては、慎重な検討と多くの関係者の援助が必要とされるものである。

一方、企業にとっても、新規学校卒業者

は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義を持つものである。

このため、事業主は、募集・採用計画の立案に当たり、次の事項について考慮すべきである。

- ① 事業主は、募集・採用計画の立案に当たっては、毎年の募集・採用数の大幅な変動ができるだけ生じないよう、入職後の人材育成等雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人材計画等に基づいて、必要な人材を真に必要なだけ採用する方法を確立するよう努めるものとする。
  - ② 事業主は、当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人材計画等の下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、募集・採用計画数を決定するよう努めるものとする。
  - ③ 事業主は、募集・採用計画数の決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」等不明確な表現、実際の採用計画数を超えた人数による募集等は避け、採用人数を明確にするよう努めるものとする。
- (2) 募集・採用活動
- 新規学校卒業者の募集・採用活動が無秩序に行われた場合、学生・生徒の学業に支障を生じる外、特定の学校等に求人が集中し、就職の機会が制限される可能性があること及び学生・生徒の就職活動も無秩序化

し、重複内定を誘発しやすい環境をつくり出すことといった問題が発生することが懸念される。

また、企業の募集・採用計画の内容及び募集・採用予定人員は、学生・生徒が就職先を決定するに当たって、重要な判断材料となるものであり、安易な募集の中止又は募集人員の削減は、円滑な就職の妨げとなるものである。

このため、事業主は、募集・採用活動の実施に当たり、次の事項について考慮すべきである。

- ① 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たり、多くの学生・生徒に募集・採用の周知を図り、広く応募の機会が確保されるよう配慮するとともに、職務内容、労働条件等求人内容の情報を正確に学生・生徒に提供するよう努めるものとする。
- ② 事業主は、採用選考を行うに当たっては、学生・生徒の適性、能力に基づき適正に実施するよう努めるものとする。
- ③ 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たっては、学生・生徒の就職活動の無秩序化による重複内定が誘発されないためにも、定められた採用選考開始の期日を遵守する等秩序を保つよう努めるものとする。
- ④ 事業主は、募集の中止又は募集人員の削減を行おうとする場合には、公共職業安定所へあらかじめ通知するものとする。

ただし、大学、短大、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設及び職業能力開発大学校を新たに卒業しようとする者に係る募集人員の削減に係る通知は、これらの募集人員の合計を、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以上減じようとする場合に限るものとする。

### (3) 採用内定

採用内定は、学生・生徒にとっては、その企業への採用が保証されたものとして、

当該企業を信頼して、他の企業を選択する権利を放棄するものであることから、採用内定は重大な意義を持つものである。

このため、事業主は、採用内定を行うに当たり、次の事項について考慮すべきである。

- ① 事業主は、採否の結果を学生・生徒に対して明確に伝えるものとする。
- ② 事業主は、採用内定を行う場合には、確実な採用の見通しに基づいて行うものとし、採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び採用内定期間中の権利義務関係を明確にする観点から取消し事由等を明示するものとする。
- ③ 採用内定は、法的にも、一般には、当該企業の例年の入社時期を就労の始期とする労働契約が成立したとみられる場合が多いことについて、事業主は十分に留意するものとする。

### (4) 採用内定取消し等の防止

新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、その円滑な就職を妨げるものであり、特に、採用内定取消しについては、対象となった学生及び生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題である。

このため、事業主は、次の事項について十分考慮すべきである。

- ① 事業主は、採用内定を取り消さないものとする。
- ② 事業主は、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるものとする。

なお、採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、採用内定取消しは労働契約の解除に相当し、解雇の場合と同様、合理的理由がない場合には

取消しが無効とされることについて、事業主は十分に留意するものとする。

- ③ 事業主は、やむを得ない事情により、どうしても採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合には、あらかじめ公共職業安定所に通知するとともに、公共職業安定所の指導を尊重するものとする。この場合、解雇予告について定めた労働基準法第20条及び休

業手当について定めた同法第26条等関係法令に抵触することのないよう十分留意するものとする。

なお、事業主は、採用内定取消しの対象となった学生・生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、採用内定取消し又は入職時期繰下げを受けた学生・生徒から補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。

## 建設労働者の福祉の充実について

### —建設省—

標記に関し建設省は8月10日付建設経済局長通達をもって全国建産連に対し、下記事項を明示し傘下の会員団体及びその会員事業者に指導並びに周知徹底方を要請されたものであります。

その趣旨は、今後、公共投資を中心として着実な建設需要の伸びが見込まれる一方、構造的な労働力不足時代の到来が予想される中にあって、人材の確保は極めて重要な課題となっている情勢下において、建設産業界においては就業者の雇用、労働条件の改善が不可欠であり、そのためにも法定福利制度への加入促進が極めて重要である——として、具体的に行動策を述べ、適切な対応を求めています。

#### 記

1. 法定福利制度である労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険については、必ず加入すること。

2. 次に掲げる法定外福利制度についても加入等を推進すること。

(1) 労働・建設両省の所管に係る財団法人建設業福祉共済団が行う建設労災補償共済制度、建設業者団体が行う共済制度等のいわゆる法定外労災補償制度に加入するとともに、企業内の互助会等の設立・活用を図ること。

(2) 健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対して、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導すること。

(3) 厚生年金基金に加入すること。なお、同基金の加入対象とならない建設労働者に対しては、国民年金基金に加入するよう指導すること。

(4) 建設業退職金共済制度に加入する等退職金制度を確立すること。

また、同制度に加入している建設業者は、公共工事のみならず民間工事においても共済証紙の購入、配付及び貼付を履行すること。さらに、民間工事も含め発注者から直接建設工事を請負った建設業者で建設業退職金共済制度に加入している者は、

①当該建設工事におけるすべての受注者に対する建設業退職金共済制度への加入の指導。

②工事現場における「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を行うこと。

3. 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。

# 建設工事公衆災害防止対策要綱について（続） （建築工事編）

平成5年1月制定

—建設省—

本欄は、前号（第1章～第4章）に続き第5章から最後の第11章まで掲載して、完結といたします。  
（W）

## 第5章 機械・電気・その他の設備 （機械）

第30 施工者は、建設機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、倒壊、騒音、振動等について、十分注意して行わなければならない。また、工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械類を選定しなければならない。

2 施工者は、建設機械を使用するに当たっては、原則として主たる用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。

### （組立て及び解体）

第31 施工者は、建設機械の組立て及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指揮により、定められた手順を厳守しなければならない。

### （使用及び移動）

第32 施工者は、建設機械を使用し、又は移動させる場合には、機械類に関する関係諸法令を遵守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることがないようにしなければならない。

2 施工者は、建設機械を作動させる範囲を、原則として工事現場場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合

には、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じなければならない。

3 施工者は、架線、構造物等又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、輪止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等の措置を講じなければならない。

4 施工者は、建設機械を使用する場合には、機械類が転倒しないように、その地盤の水平度、指示耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に移動に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

### （休止）

第33 施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合には、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者の当然行うべき措置を講ずるほか、移動を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### （維持管理）

第34 施工者は、建設機械の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかななければならない。また、建設機械の運転等が、法で定められた資格を有し、かつ、指名を受けたものにより、定められた手順に従って行われているかについて確認しなければならない。

2 施工者は、建設機械の安全装置が十分に機

能を発揮できるように、常に整備しておくとともに、安全装置を切って、建設機械を使用してはならない。

- 3 施工者は、建設機械の起動に必要な鍵の保管に当たっては、常にそれらの機械類の管理責任者が行うようにしなければならない。

#### (基礎工用機械)

第35 施工者は、基礎工用機械の選定に当たっては、自立できるもので、工事現場の周辺環境、施工条件、工期、安全等を考慮して適正な機種を選定しなければならない。

- 2 施工者は、基礎工用機械を使用し、又は移動させる場合には、転倒等による工事現場周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。

#### (移動式クレーン)

第36 施工者は、移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力をもった機種を選定しなければならない。

- 2 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、クレーンの倒壊、転倒、転落、逸走、吊荷の落下等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。
- 4 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺からの吊荷・吊具等の落下、飛散等に十分注意するとともに、これらによる危害を防止するため措置を講じなければならない。

#### (クレーン、ゴンドラ及び建設用リフト)

第37 施工者は、クレーン（定置式クレーン）

を使用する場合には、倒壊及び吊荷等の落下等による危害を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 施工者は、ゴンドラを使用する場合には、ゴンドラの逸走、転落、落下等を防止するため、関係諸法令を遵守し、安全作業に努めなければならない。
- 3 施工者は、建設用リフトを使用する場合には、関係諸法令を遵守し、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講じなければならない。

#### (仮設電気設備)

第38 施工者は、仮設電気設備を設けるに当たっては、「電気設備技術基準（昭和40年通商産業省令第61号）」等の規定を遵守して施工しなければならない。

- 2 施工者は、架空電線や埋設ケーブル等に近接して人が作業、建設機械等が作動し、又は足場等が設置される場合には、断線又は接触による感電、停電、破損事故等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、作業所内に拡声装置等を設置する場合には、近隣に迷惑を及ぼさないように配慮しなければならない。

## 第6章 解体工事

#### (一般事項)

第39 発注者及び施工者は、解体工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境条件等を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

#### (粉塵、飛散防止)

第40 施工者は、解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮囲いの設置、散水等の措置を講

なければならない。

#### (アスベスト対策)

第41 発注者は、解体工事に当たって、アスベスト（石綿）の撤去方法を指定する場合には、適切な処理方法を選定しなければならない。

2 施工者は、解体工事に当たって、アスベストがある場合は、関連諸法令等を遵守し、解体に先立って撤去しなければならない。また、処理工事により発生したアスベストを含有する廃棄物については、関連諸法令等を遵守して処理しなければならない。

#### (騒音、振動対策)

第42 施工者は、解体工事に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

#### (危険物解体)

第43 施工者は、解体工事時にガスバーナ等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。

2 施工者は、火薬類を使用して解体する場合には、火薬類取締法等に従い、都道府県の担当部署と打合わせを行い、あらかじめ近隣住民に連絡するとともに、コンクリート片等の飛散防止のために、適切な養生を施さなければならない。

#### (解体材対策)

第44 施工者は、解体材（建設木くずを含む。）の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）」を遵守して行わなければならない。

## 第7章 土工事及び山留め工事

#### (掘削)

第45 発注者は、必要に応じて、建物の形状、規模、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、山留めの形式及び掘削方法を選定しなければならない。

2 施工者は、地盤の掘削においては、建物の形状、規模、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、建築基準法等関係諸法令の定めるところにより、山留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。この場合において、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、山留めを行うものとする。また、掘削に伴う地盤沈下等により、周辺地域への影響が大きいたことが予想される場合においては、適切な山留めを行わなければならない。

3 施工者は、地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

#### (地下水対策)

第46 施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。

2 施工者は、地下水位低下工法を用いる場合には、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺地盤、構造物、地下埋設物等の沈下と与える影響を十分検討、把握した上で行わなければならない。

揚水中は、揚水設備の保守管理を十分に行

うとともに、揚水量、地下水位、地盤沈下量等を測定し、異常が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。

- 3 施工者は、排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流しなければならない。

#### (山留め計画)

第47 施工者は、山留め工事を計画するに当たっては、地盤性状、地下水位、周辺地域の状況、地下埋設物の有無等を事前に十分調査し、建築物の形状、規模を勘案して、安全かつ適切な工法を採用しなければならない。

- 2 施工者は、山留めの構造を決定するに当たっては、建築基準法等関係諸法令その他の基準に従い、施工期間中の降雨等による条件の悪化を考慮した安定条件、荷重条件等に十分耐えられるものとしなければならない。

#### (親杭、横矢板)

第48 施工者は、親杭の種類、寸法、間隔及び矢板の厚みを定めるに当たっては、建築基準法の定めるところにより、当該土留めに作用する土圧に応じて決定しなければならない。

また、矢板は、その両端が、当該矢板の厚み以上親杭のフランジにかかる長さを有するものでなければならない。

- 2 施工者は、矢板を施工するに当たっては、掘削後速やかに掘削土壁との間に、すき間のないようにはめ込まなければならない。

また、土壁との間にすき間が生じたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。

- 3 施工者は、親杭の根入れ長を定めるに当たっては、安定計算及び支持力の計算に基づき決定しなければならない。

#### (鋼矢板 (シートパイル))

第49 施工者は、鋼矢板の種類及び寸法を定めるに当たっては、建築基準法の定めるところにより、土圧及び掘削深さ等を勘案して決定しなければならない。

- 2 施工者は、鉄矢板の打込みに当たって、鉄矢板の噛み合わせ部分にはずれが生じた場合には、溶接等必要な補修を行わなければならない。また、引抜き時には、背面地盤の沈下を防ぐために、十分な埋戻しを行わなければならない。

- 3 施工者は、鉄矢板の根入れ長を定めるに当たっては、安定計算、支持力の計算、ボイリングの計算及びヒービングの計算に基づき決定しなければならない。

#### (ソイルセメント柱列山留め壁 (SMW))

第50 施工者は、オーガー径及び芯材の種類、寸法及び間隔を定めるに当たっては、土圧により決定するものとする。

なお、軟弱粘土層、腐食土層等ソイルセメント強度の確保が難しいと予想される地盤の場合には、室内試験等を行い、硬化材の選定及び配合の決定を行わなければならない。

また、専用機及び付帯設備が大型であるので、十分な運動管理及び接地地盤の補強を行うものとする。

#### (その他の山留め壁)

第51 施工者は、法付けオープンカット工法を用いる場合には、安定計算に基づき、すべりを起こさない十分な法勾配を取らなければならない。また、切土法面を長期間存置する場合には、法面に適切な養生を施さなければならない。

- 2 施工者は、逆打工法を用いるに当たって、躯体荷重を山留め壁にも負担させる場合には、十分な強度を有するものとしなければならない。

- 3 施工者は、その他の山留め壁を採用する場合には、建築学会の規準その他技術的に認め

られた方法に従い、十分な安全性を確保して施工しなければならない。

#### (腹おこし)

第52 施工者は、腹おこしを設けるに当たっては、山留め壁に密着するように設置し、さらに、受金物等によって支持させておかなければならない。

また、腹おこしと山留め壁の間にすき間が生じた場合には、パッキング材等を挿入して、均等に応力が伝達するようにしなければならない。

2 第1段の腹おこしは、山留め壁頂部のたわみにより、周辺地盤が甚大なる影響をうけることがない位置に設けなければならない。

#### (切りばり)

第53 施工者は、切りばりを設けるに当たっては、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものとし、支柱、水平継材、垂直継材で切りばり相互を緊結固定させなければならない。また、切りばりをジャッキ等を用いて、与圧することにより腹おこしに密着させるとともに、ゆるみを生じても落下することのないように、支柱等によって支持させておかなければならない。

2 施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合には、それらの荷重に対して必要な補強措置を講じなければならない。

3 施工者は、切りばりに継手を設けるに当たっては、偏心継手にならないようにし、切りばりが有する諸剛性と強度を十分に伝達できるものとしなければならない。

#### (支柱)

第54 施工者は、切りばり支柱を設けるに当たっては、切りばり等の構造物及び作業荷重に対し、十分に安全な構造としなければならない。

ない。

2 施工者は、一方向切りばりに対して、支柱を設置する場合は、切りばりと直角方向に水平機材を設けなければならない。

3 施工者は、二方向切りばりに対して支柱を設ける場合には、切りばりの交点に支柱を設置して、両方の切りばりを週に緊結しなければならない。

#### (グラウンドアンカー)

第55 発注者及び施工者は、グラウンドアンカーを計画する場合には、原則として、洪積世以前の砂層、砂きれ層、土丹等を定着対象地盤としなければならない。

2 発注者及び施工者は、グラウンドアンカーの先端が敷地境界の外に出る場合には、敷地所有者又は管理者の許可を得なければならない。また、山留め壁の支持力の検討に際しては、グラウンドアンカーによる追加軸力を考慮しなければならない。さらに、本工法は高度の技術を要するので、施工中の応力及び変形の管理を十分しなければならない。

#### (山留め管理)

第56 施工者は、山留めを施している間は、監視員を配置して常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。また、必要に応じて測定計器を使用し、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定するものとする。

2 施工者は、山留めを施している間は、必要に応じて、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録し、地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を工事監理者等に通知しなければならない。

#### (埋め戻し)



第57 施工者は、親杭、鉄矢板等の引抜き箇所  
の埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生  
じさせないよう、十分注意して埋め戻さな  
ければならない。

2 施工者は、埋戻しを行うに当たっては、良  
質の砂等を用い、水締め、貧配合モルタル注  
入等の方法により、適切に行わなければなら  
ない。

## 第8章 地業工事及び地下工事

### (杭地業)

第58 発注者は、事前に地質調査等を行い、施  
工者に対し、工事現場又はその付近の地質性  
状を示さなければならない。

2 施工者は、前項の地質調査等に基づき、必  
要に応じ、地下水汚染防止等に必要な措置を  
講じなければならない。

### (地盤改良工事)

第59 施工者は、地盤改良工法を用いる場合  
には、土質改良添加剤の保管時及び地盤への投  
入・混合時における周辺への飛散・流出等  
により、周辺環境に損なうことのないよう留意  
しなければならない。

2 施工者は、危険物に指定される土質改良添  
加剤を用いる場合には、消防法等の定めると  
ころにより取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすこと  
のないよう留意しなければならない。

3 施工者は、地盤改良工事に当たっては、近  
接地盤の隆起や側方変位を測定し、周辺に危  
害を及ぼすような地盤の異常が認められた場  
合は、作業を中止し、原因の調査及び保全上  
の措置を講じなければならない。

### (地下工事)

第60 施工者は、地下工事工法の選定に当た  
っては、周辺地盤の沈下に係わる影響及び周辺  
地域の地下水に係わる影響について検討しな

ければならない。また、工事中は、その影響  
を観測し、異常が認められた場合は、適切な  
措置を講じなければならない。

### (逆打工事)

第61 施工者は、逆打工法の採用に当たっては、  
次の各号の荷重に係わる安全性を検討し、施  
工計画を立案しなければならない。

- 一 溝真柱が受ける上部躯体荷重
- 二 山留め杭に作用する荷重

## 第9章 改修工事

### (改修工事)

第62 発注者は、改修工事（建築物の増築、改  
築、修繕及び模様替のために必要な工事をい  
う。以下同じ。）を発注するに当たっては、必  
要に応じて、仮設、養生、作業範囲、作業時  
間帯、工法等を決定しなければならない。

また、必要に応じて、あらかじめ、工事の  
概要を付近の居住者等に周知するものとする。

2 施工者は、改修工事を行うに当たって、工  
事現場内又は工事中の建築物内に公衆を通行  
させざるを得ない場合には、次の事項に留意  
しなければならない。

一 公衆の安全確保、公衆の通行への影響、  
周辺居住者等の生活環境への影響等を総合  
的に勘案し、適切な作業時間帯、工法等を  
選定すること。

二 仮設構造物の倒壊・崩壊、工事用材料の  
落下、仕上げ材や火花等の飛散等を防止す  
る措置を講ずること。

三 必要に応じて交通誘導員を配置し、公衆  
の通行と工事車両の通行を適切に区分し誘  
導すること。

四 作業場内に公衆を歩行させる場合には、  
第4章第24（歩行者用仮設通路）に基づき  
適切に歩行者用通路を設けること。

五 必要に応じて工事の概要を広報すること。

## 第10章 各種工事

### (荷取り)

第63 施工者は、鉄筋工事を行うに当たっては、鉄筋の荷取り場所、荷取りの方法等につき、計画を立て、それを遵守しなければならない。

### (型枠及びコンクリート工事)

第64 施工者は、型枠工事を行うに当たっては、関係諸法令の定めるところにより型枠支保工、型枠セパレーター等の間隔等について計画書を作成し、それを遵守しなければならない。

2 施工者は、型枠支保工の計画に当たっては、工事の施工中に作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において想定される荷重に十分に耐え得る構造としなければならない。

3 施工者は、コンクリート打設用機械を工事現場外に設置してコンクリートを打設する場合には、公衆に危害を及ぼさないよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。

4 施工者は、歩道面及び歩道上部を横断してコンクリート打設用機械の一部を設置する場合には、歩行者の通行に支障が生じないよう、必要な安全措置を講じなければならない。

### (鉄骨工事)

第65 発注者は、鉄骨の設計に当たっては、組立て順序、建方中の構造体の安全性について十分配慮しなければならない。

2 施工者は、鉄骨建方を行うに当たっては、次の各号に掲げる安全対策を含む鉄骨建方計画書を作成し、施工に当たっては、それを遵守しなければならない。

- 一 組立て順序、建方中の構造体の補強等
- 二 仮筋かい等本接合完了までの強風、自重、特殊荷重等に対する補強
- 三 仮ボルトの締付け方法及び締付け本数

四 鉄骨に材料、機械等の重量物を積載する場合の補強等

五 鉄骨建方時の機械能力及びその設置方法

六 鉄骨の荷捌き時の場所及び荷揚げ方法

七 部材の落下、ボルト類の落下及び溶接火花の飛散防止対策

八 騒音防止対策

九 錆の飛散防止対策

### (外装仕上げ工事)

第66 施工者は、外装仕上げ工事に吹付け工法等飛散のおそれのある工法を用いる場合には、吹付け材等の飛散及び臭気の滞留等による公衆災害を未然に防止するよう適切な措置を講じなければならない。

2 施工者は、外装仕上げ工事にカーテンウォール等を用いる場合には、材料の落下及び火花の飛散等による公衆災害を未然に防止するよう適切な措置を工事しなければならない。

### (建設資材等の運搬)

第67 施工者は、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めなければならない。

2 施工者は、運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について、常に実態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

### (建設工事副産物)

第68 施工者は、建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行わなければならない。

## 埼玉県九月補正予算の概要

県の9月補正予算は、総額606億7,114万8千円で前年同期と比べ6.3%増で、6月補正予算と合わせると708億6千万円となり、年度内補正額としては過去最大規模である。

今回の補正予算は、一般会計531億1,241万6千円（年度合計額1兆5,709億9,769万3千円）、特別会計は72億2,583万2千円で、その過半の46億5,000万円は用地事業費である。

一般会計補正予算のうちの投資的経費は、497億5,085万8千円で全補正額に占める割合は93.7%である。その内訳をみると国庫補助分89億1,518万6千円、県単独分348億5,997万円、直轄負担金59億7,569万3千円である。そのうちの県単独事業は前年同期に比べ11.1%増で、主に生活に密着の環境、福祉事業及び道路、街路、河川等の社会資本の整備に投入されるほか、不況対策として中小企業向け緊急融資資金として計上された。総じて生活重視型積極予算の性格が強い。

次いで補正予算の内容をみると、編成の視点として6つの柱を掲げてそれぞれ施策展開をしている。以下、主なる施策、事業を拾うと、次のとおりである（単位：千円、末尾カッコ内は所管課所）。—(W)—

### 1. さわやかで安心して暮らせる環境づくり

▶アクセス技術指針の見直し＝20,000（環境審査課）▶特定フロン対策：空調冷凍機の更新等（県庁舎、地方庁舎等）＝5億39,514（管財課他）▶電線の地中化（4カ所）＝3億50,000（道路維持課）▶警察署、派出所、駐在所の情報ネットワーク化（テレビ電話、パソコン等）

＝4億99,767（警察本部）▶派出所(1)、駐在所(9)、整備＝3億51,437（警察本部）▶独身待機寮の整備（新築1寮、個室化2寮）＝7億49,938（同上）▶交通安全施設整備（管制センター整備、信号機の新設、改良、道路標識整備）＝8億03,853（同上）

▶河川の改修＝54億82,900（河川課）▶砂防事業＝1億94,900（ダム砂防課）▶治山事業＝35,061（林務課）▶災害復旧（平成5年発生）＝（土木施設）7億77,900（河川課）、（農地農業用施設）13,688（耕地課）、（応急災害復旧）17,100（林務課）

### 2. 新しい発展と豊かな生活を支える基盤づくり

▶さいたま新都心の整備（街路）＝2億60,000（新都心事業課）、緊急地方道路整備＝6億78,000（新都心企画課）▶土地区画整理事業（市町村施行14地区他）＝6億66,147（都市整備課）▶街路整備＝18億25,000（都市整備課）

▶既設公園整備（5公園ジョギングコース、ベンチ、トイレ等の整備）＝6億55,200（公園緑地課）▶しらこぼと公園整備（造波プール等）＝11億71,800（同上）▶秩父ミュージックパーク整備＝2億（同上）

▶道路の整備・改良・舗装＝119億37,830（道路建設課）▶橋梁整備＝1億20,000（同上）▶道路橋梁維持修繕＝33億67,500（道路維持課）

▶県営住宅の供給（当初計画プラス97戸）＝14億33,463（住宅建設課）

### 3. ゆきとどいた福祉と健康でしあわせな社会づくり

▶高齢者対策県有施設の改良（エレベーター、スロープ化、身障者トイレ等の設置、11施設）＝4億29,201（高齢化社会対策推進室）

### 4. いきいきと個性はぐくむ人づくり

▶社会教育施設の整備（幼児コーナー、ハイビジョンシステムの新設等）＝16億08,814（教育局）▶県立高校校舎改修（外部改修5校、設計9校）＝5億03,304（同上）▶県立高校空調設備の整備（図書室79校）＝5億03,304（同上）▶県立高校産業教育施設・設備の充実（施設6校、設備19校）＝13億69,025（同上）▶県立養護学校等施設の整備（24校）＝6億20,476（同上）▶青少年総合野外活動センターの整備（ログハウス、マウンテンバイクコース等）＝6億45,431（青少年課）

### 5. 創造性に満ちた活力ある産業社会づくり

▶農業基盤の整備＝1億66,109（耕地課）▶卸売市場の整備（川越地区）＝3億03,356（食品流通課）▶林道の整備＝4億12,302（林務課）▶彩の国ふれあい牧場の整備（秩父高原牧場）＝58,181（畜産課）▶認定職業能力開発校の整備促進（施設、設備等助成）＝39,294（職業能力開発課）▶高等技術専門校空調設備整備（5校）＝1億59,248（同上）▶勤労者福祉施設の改修（6ヶ所）＝2億62,180（労政福祉課）

### 6. 自治と文化、世界と結ぶくにづくり

▶文化財の保存と整備（上里町出土文化管理センター助成）＝15,000（教育局）▶県立文化会館の充実（障害者、託児室、電光表示板の設置等、7会館）＝8億41,979（自治文化課）

### (3) 歳出性質別

（単位 千円）

区 分		補 正 予 算		年 度 累 計	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
給 与 費	知 事 部 局 等	529	0.0%	80,746,700	5.1%
	警 察 本 部			81,205,733	5.2
	教 育 局			412,506,224	26.3
	計	529	0.0	574,458,657	36.6
義 務 費				144,631,918	9.2
投 資 的 経 費	国 庫 補 助 事 業	8,915,186	16.8	170,707,051	10.9
	直 轄 負 担 金	5,975,693	11.3	40,854,556	2.6
	県 費 単 独 事 業	34,859,979	65.6	240,757,233	15.3
	計	49,750,858	93.7	452,318,840	28.8
維 持 補 修 費				2,971,957	0.2
補 助 費		79,696	0.1	87,077,599	5.5
投 融 費		2,481,213	4.7	115,073,170	7.3
一 般 行 政 費		643,824	1.2	81,747,824	5.2
他 会 計 繰 出 金		128,800	0.2	33,210,974	2.1
県 税 交 付 金 等		27,496	0.1	79,506,754	5.1
計		53,112,416	100.0	1,570,997,693	100.0

# 「さいたま新都心」の概要と施行現況

旧国鉄大宮操車場跡地を中心に計画のさいたま新都心に関連する工事を効果的に進めることを目的に設置の「さいたま新都心関連工事連絡協議会」(会長・関口一郎副知事)は去る6月28日浦和市において構成員の県、浦和市、与野市、大宮市、関東地方建設局、住宅都市整備公団、東日本旅客鉄道、首都高速道路公団の各代表で初会合を開き、今後の工事工程など総合的な調整が行われ、事業を進める上の諸課題に取り組むことになったことが伝わった。昭和63年に本計画が組上りのぼってから5年、この間、県をはじめ関係機関で鋭意その実現に向けて努力、既に着々と基盤整備が進められている。しかし、計画をめぐる諸情勢の変化等により当初計画の改変の必要性を生むなどして曲折、その帰趨が県民の関心を呼んだ。本年5月に「さいたま新都心中枢・中核施設整備大綱」が策定され、整備の基本目標等が定まったことを機に改めてその全容並びに施行現況をみてみることにした。(W)

ご案内のようにさいたま新都心は、21世紀の埼玉をリードする首都圏における業務核都市づくりとして、県と浦和、大宮、与野、上尾及び伊奈の4市1町進めている「埼玉ユアード・アイプラン」の中の最重要プロジェクトとして位置づけ、官・民相携えて推進する事業であって、その実現に大きな期待が寄せられているものであるが、その計画の概要を復習する意図で述べることにする。

## 計画の概要

### 1) 目標フレーム

まず、計画区域はJR線を挟んで東西に分け、旧国鉄大宮操車場跡地を主体とする西側が27.5ha、旧片倉工業工場跡地を主体とする東側が19.9ha、合わせて47.4ha、これを基盤に建設する中枢、中核施設の延床面積は約180万㎡～200万㎡が見込まれ、ここを舞台にする就業人口を約4万4000人と想定している。

### 2) 中枢、中核施設等の整備構想

#### 基本目標

関東平野のはぼ中央にあって、自然災害の

少ない内陸部に位置し、鉄道、道路を主体とする陸上交通の要衝にあり、首都東京をはじめ東北、上信越さらには北陸と360度指向し得るという優れた地理的、社会的特性を生かし、新時代を担う本県の中心となる都市空間として、生活・産業振興・芸術文化・スポーツの面でふれあいや情報の中心、すなわち「埼玉の辻」となることを目標とする。

#### 中枢・中核施設の整備のあり方

——別掲の参考図参照——

公共広場、県有地、保留地等により構成される街区は、最大限かつ高度に活用し、頻繁に人と物と情報が行き交う場所を創り出すよう整備することを念頭に、次の整備展開を図る。

#### 1) 中枢施設としての「ひろば」

四季を通して人々が快適に往来でき、交流の中枢として人々が集まる全天候型の立体広場を設ける

#### 2) 北側中核施設

全国規模の多種多様な催し物や展示が昼夜を問わず同時に複数の開催ができ、世界屈指のエキシビション(展覧会、展示会、博覧会)、エンターテイメント・コンサート(娯

楽、演芸、見せ物) や室内スポーツにも対応できる機能と規模を備えた施設を設ける。

### 3) 南側中核施設群

情報センターをはじめとするセンター群、会議施設、中・小規模の実演、展示が同時開催できる空間を設置する。また、これらの施設は、都市型ホテル・業務施設と複合させるとともに、360m級の眺望タワーを併設する。

《注記》旧鉄道操車場跡地南側に立地を決めている国の地方支分部局(10省庁ブロック機関及び2特殊法人)については本欄の後段に詳述する。

### 中核・中核施設の整備方策

#### 1) 事業主体、事業の時期

「ひろば」及び北側中核施設は、県において整備するものとし、国の地方支分部局の移転時期に合わせて早急に事業に着手する。

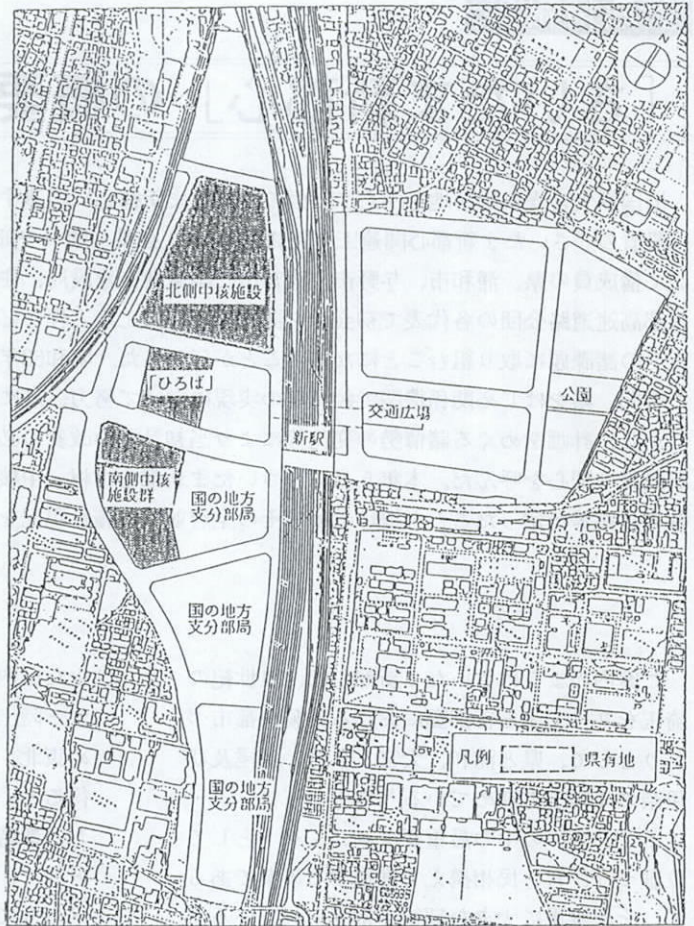
南側中核施設群については、県有地と保留地等を一体的に活用する官民共同事業であることから、今後の経済環境を見極めながら、官民の分担について十分研究を重ねた上で整備する。

#### 2) 具体的な施設の枠組みの検討

中核・中核施設の具体的な内容の検討は、「さいたま新都心中核・中核施設計画検討委員会(構成員20名、座長・伊藤滋慶大教授)に委ね、本年末までに答申を受け、これに基づいて本年度内に基本計画を策定する。

#### 3) 提案競技の実施

「ひろば」及び北側中核施設については、国際的な視点に立って幅広い英知を結集し、



参考図 (H5.3時点)

最新の技術を取り入れるため、公募による設計競技をもって実施する。このため、平成5年度には具体的な施設の枠組みの取りまとめを行い、平成6年度中には提案競技の実施を目指す。

また、南側中核施設群は、官民の分担について研究していく中で提案競技の在り方についても検討する。

### 集団的移転にかかる官庁施設整備の概要

#### 1) 移転機関の名称

- ・総務庁 関東管区行政監察局
- ・法務省 東京矯正管区、関東地方更生保護委員会
- ・大蔵省 関東財務局、関東信越国税局、関

東信越国税不服審判所

- ・厚生省 関東信越地方財務局
- ・農林水産省 関東農政局、東京肥飼料検査所、東京農林水産消費技術センター
- ・通商産業省 関東通商産業局
- ・郵政省 関東郵政監察局、関東郵政局、東京貯金事務センター
- ・建設省 関東地方建設局
- ・警察庁 関東管区警察局
- ・防衛庁 東京防衛施設局
- ・日本原子力研究所
- ・雇用促進事業団

以上10省庁17機関、2特殊法人

## 2) 施設配置の基本方針

- イ) 各移転街区の高層棟(33~35階規模)と中層棟(25階規模)のバランスある配置(延床面積約30万㎡)
- ロ) 周辺市街地との調和と移転街区間の連続性に配慮、各移転街区にオープンスペースを設置、緑化等アメニティの高い環境形成
- ハ) 移転街区全体の外観としてのまとまりに留意し、良好な都市景観の形成

## 3) 移転の予定時期

平成7年度に施設工事に着手、平成11年度に移転することを目途とする。

なお、移転を円滑に実施するため、官庁施設の受け皿となる基盤整備については、移転までに整備されるよう事業主体等と十分な調整を図る。

## さいたま新都心の整備の方法と現況

### 1. 区域内の基盤整備

整備方法は土地区画整理方式をもってし、整備主体は住宅・都市整備公団が当たり、

- 1) 平成4年度は、建物の移転を行うとともに、一部仮換地指定を行った。
- 2) 平成5年度は引き続き建物移転を行うとともに、JR鉄道横断部の道路築造や水路の付替工事をを行う。

## 2. 交通基盤の整備

### 1) 新駅の設置

東京、北関東方面等広域からの通勤者などや大量の集客を円滑に処理するため、京浜東北線、高崎線、宇都宮線に新駅の設置が必要であり、設置についてはJRの了解が得られており、目下具体化への協議を行っている。

### 2) 首都高速道路の導入

これについては事業計画決定の下に首都高速道路公団を主体に本業を進めている。

導入する首都高速道路の側道として整備する県道高速浦和戸田線は、浦和市三浦から戸田市美女木までの13.8kmについて、用地買収と一部区間において工事を実施。また、関連街路与野大宮大通線、東西中央幹線(東側)は、用地買収を進めている。

### 3) 街路事業

県、市が主体となって、土地区画整理事業区域外の周辺街路のうち、特に整備を急ぐ5路線の用地買収を進めている。

## 3. 汚水、雨水排水工事

下水道事業として計画、流域下水道(県施行)、公共下水道(市施行)については、平成4年度に事業認可を受け、工事に着手した。

域内に計画の中水道については、下水の処理水を再生水として活用する方式で、関係機関と協議を進めている。

なお、域内雨水を対象とする地下調整池を南・北地区各1池(合計容量7万7,000t)を築造する。

## 4. 複合交通センター等の高次都市基盤施設

都市拠点総合整備事業の一環として、新駅前に複合交通センター(バスターミナル、駐車場、業務施設等)・高度情報センター・多目的広場について、平成5年度は事業主体等について具体的な検討を行う。

## まとめ

以上さいたま新都心の概要及び現況を述べて

きたが、冒頭述べたとおりこの広大なプロジェクトの完成までには、なおいくつかのハードルを越えねばならない。

今後進められる関連工事を効果的に行うことを目的に工事連絡協議会が発足、土地区画整備事業、首都高速道路事業、県の中核施設整備事業、新駅建設事業、周辺街路整備事業など基盤となる事業だけでも5指を屈する。これらに係る工事工程を総合的に調整を図っていくといわれる。そのうえ、数10万㎡といわれる発生土、工事関係諸資材等の搬入、搬出路の確保に関する地元住民対策もまた大きな課題、これらも同協議会の下に設けた調整会議で検討されることになっている。(W)

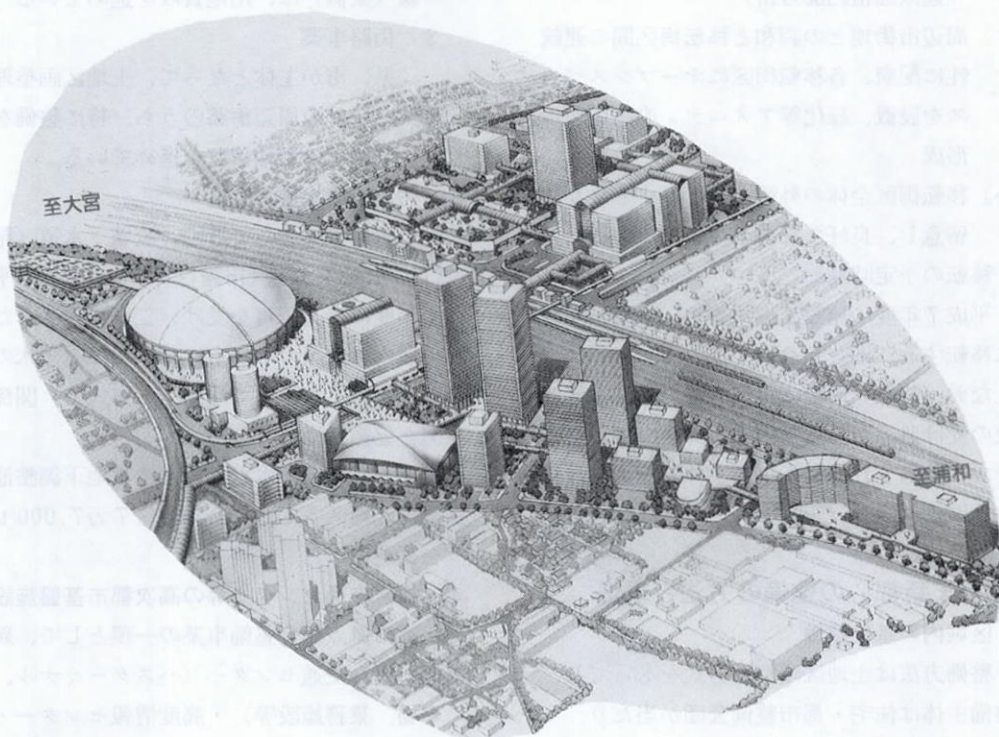
—平成5年7月起草—

## 新駅設置で新展開

土屋義彦本県知事は、9月16日、新駅設置について東日本旅客鉄道㈱＝JR 東日本＝の松田昌士社長との会談で、中距離電車（高崎線、宇都宮線）の停車をも含め合意をみたことが伝わった。これにより県は今後2ヶ月以内に覚書の締結にまで運びたいとしている。

この新駅は、本欄「交通基盤の整備」の項に述べた如く、京浜東北線と野駅と大宮駅の中間に設け、さいたま新都心の中核施設などの最寄りの駅となるもので、このたびの両首脳の間によって新駅設置で本決まりへの道が開かれたものといえる。

さいたま新都心イメージ図





## 「龍勢会館」

### 核にしたまちづくり



吉田町長 猪野正一

#### 一町の概要ー

吉田町は、埼玉県西部の秩父山岳地帯の東北部にあり、都心から約80km圏に位置し、総面積66.65km<sup>2</sup>で、約80%が山林である。主要河川としては、荒川水系の赤平川と吉田川が流れている。県道は8路線11kmが町の骨格となって走っている。

人口は、6,388人で県内の町の中では最も少ないが、人口1人あたりの普通建設事業費は、町では断トツの一位であり、市町村の中でも4位となっている。

歴史は古く、縄文時代から既にむらが形成され、有形無形の文化財が数多く遺されており文化財の宝庫として知られ、特に椋(むく)神社で行われる農民ロケットともいわれる龍勢(県指定無形民俗文化財)は、全国的に有名である。

#### 一龍勢祭ー

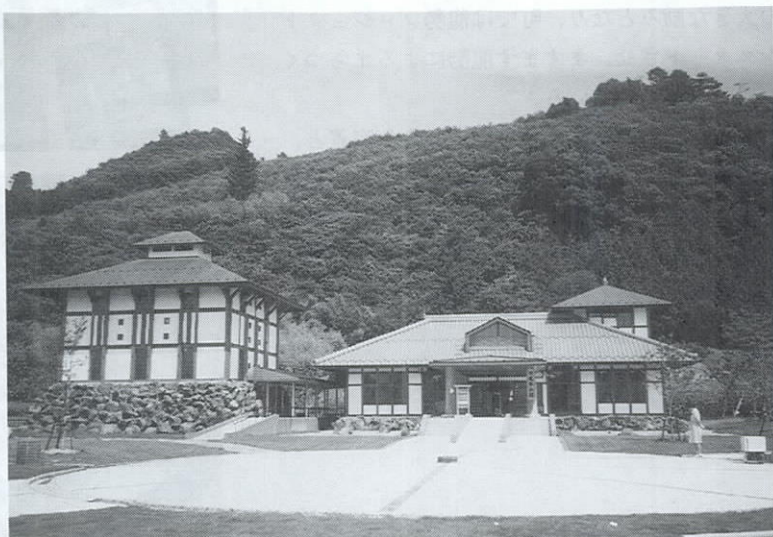
この龍勢は、松で筒を作りその中に火薬を詰め、矢柄(打ち上げ方向を安定させるための18m程の竹)をつけた手作りロケットで、300年の伝統を受け継ぎ、椋神社の祭りとして毎年10月10日に30台打ち上げられる。

9月上旬の抽選会で30本が決定すると、当選した流派(製造グループ)は、矢柄に使用する青竹を目立つ

ところに立てて、奉納の意思表示し本格的に準備に入る。

当日は、夜明け前から最後の組み立て作業となり、「背負い物」と呼ばれる落下傘や花火などが取り付けられる。作業が終わるところになると周りはすっかり明るくなり、厳かに神主が完成した30台の龍勢に魂をいれる。日も高くなり観客も集まり始めたころ、櫓試しといわれる一台目の龍勢が櫓(発射台)まで練り運ばれ、高さ20mまで引き上げられて導火(導火線)がセットされる。やがて観覧席のそばにある口上櫓の上から太鼓で伴奏をつけ、高らかに口上が述べられ、口上の最後「……椋神社に御奉納～」で点火され、200～300m上空へ打ち上げられる。こうして夕方までに30台の龍勢に点火される。大空に舞い上がり、背負物をうまく離

ー龍勢会館ー



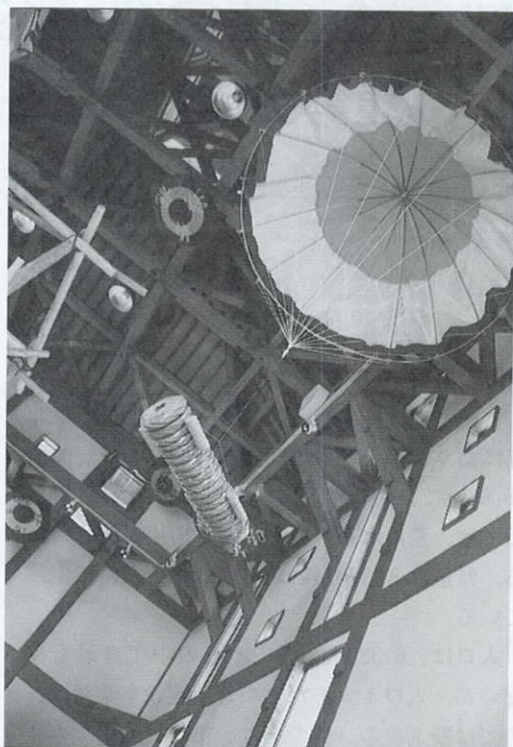
して、1年間おいしい酒が飲めるか、あるいは樽を離れないで苦い酒になるか、各流派の明暗を分け、期待と不安は頂点に達する。

#### —龍勢会館—

現在28流派があり、それぞれ15名から20名の龍勢に魅せられた会員がいる。

まちづくりは人づくりといわれるような、これほど多くの龍勢に熱中する人が居るのだからすばらしい。

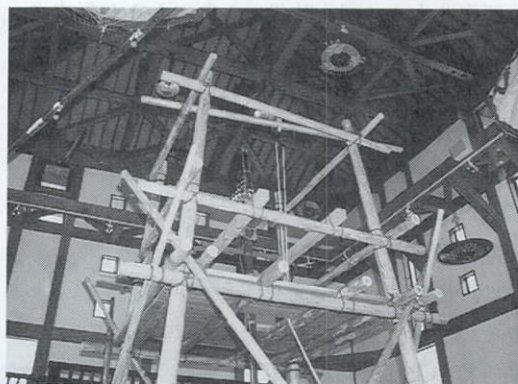
そこで、町ではこの龍勢によるまちづくりを進めるため、「龍勢会館」を建設し、一年を通じて農民ロケット龍勢を紹介する拠点をつくった。館内は各流派の紹介や、龍勢の模型やロケットの模型など展示している。さらに映像と音によりまつり当日の様子をダイナミックに再現している。また、今年の春には町民パブを併設した直売所もオープンし、新鮮な農産物や人気のまんじゅうが並び、来客者も増えている。



#### —龍勢会館によるまちづくり—

今年は日本モデルロケット協会主催の関東大会の誘致に成功し、ロケットに興味を持つ方々が大勢参加し盛大に行われた。さらに6月14日には、龍勢保存会が「サントリー地域文化賞」を受賞した。この大きな賞は、まちづくりびとの大きな励みとなり、町では龍勢プロジェクトをスタートさせ、ますます龍勢によるまちづくりに弾みがついている。

今後は、このモデルロケット大会の定着と、全国あるいは、全世界の龍勢に近い花火を、調査し、収集して会館に展示し、ロケットの発祥の地—吉田町をアピールする中で、個性的で活気に満ちた町づくりを進めていきたい。

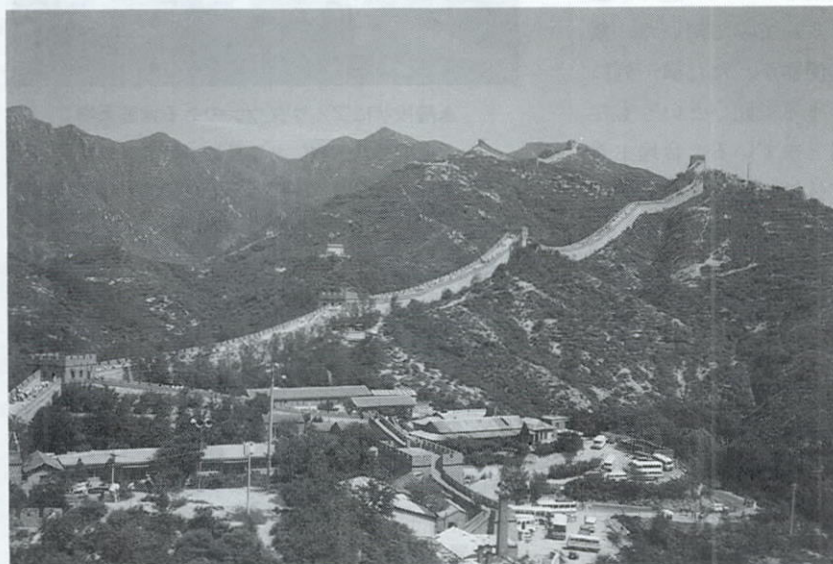


# 世界の遺跡見てある記(1)

## —— 万里の長城 ——



杉江啓二



◀八達嶺から眺めた長城の壮観

月から見るとまでいわれた万里の長城の実物を、始めてこの目で眺めたとき、率直に言って私はあまり驚きを感じなかった。映像や写真を通して、以前から知識が入っていたこともあったが、強烈な迫力で覆いかぶさってくるような圧迫感が、実はもっとあるものだと思っていたからだ。勿論、長城を局部的にしか見ることができないという物理的な理由もあったが、それにしても期待が大きかっただけに、拍子抜けしたことだけは確かであった。が、しかしである。この万里の長城が地球上で最長の建造物であることだけは間違いない。大空から全体を俯瞰してみることがもし可能ならば、そのときこそ本当の感動と驚愕を覚える筈である。総延長1,200km、青森から鹿児島までが約2,000kmというこ



万里の長城位置図

とを考えると、途方もないスケールの構造物であることは容易に理解できよう。真夏に訪れたこともあって、城壁の上部まで昇ると少し汗がにじみ始め、さらに、曲がりくねった上り下りの多い天端を歩いて数100mほど進んだときには、上半身はさすがにびしょりと汗でぬれて

いた。北京郊外の八達嶺という地区が、この長城へ登るには最もポピュラーな場所になっていて、一年を通して常に観光客で満ちあふれているらしい。私が訪れた数年前も例外ではなく、多勢の人が長城に登っていて、入城の順番を待つものにも、かなりの時間がかかったことを憶えている。そして、そうした見物客用の公衆トイレが、それもかなり大規模なトイレが近くに設けられてあったが、中に入って見て驚いた。数10基並んだ大小兼用の便器が、ただ横一列に配置されているだけで、まるで囲いというものがない。しかも男女兼用ときている。合理主義を基本とする中国の国家体制の方針とはいえ、この点はどうしても納得できなかった。余談ながら、公衆トイレのことでついでに触れておくと、有名な天安門前広場の外周の側溝は、容易にふたが開けられるようになっていているという。100万人の人間が一挙に集合できる大広場での簡易トイレとして、この側溝が使用できるというのである。国情の違いとはいえ、いささかいただけない話ではある。まして自国人だけならともかく、八達嶺のように多くの外国人が集散する場所においてはなおさらのことであろう。

万里の長城といえば、私達はいま秦の始皇帝と結びつける傾向にあるが、実際は、当初の建造はそれよりもはるか昔にまで遡ることができるのである。春秋戦国時代の中頃から、秦、趙、燕等の国々が、各々北方の遊牧民族の侵略に備えて建造していた巨大な城壁があった。そしてその後、中国全土を統一した秦の始皇帝によって、これが連結、延伸され、全体的な大改築が行われたのである。その位置は、現存する長城とは必ずしも一致はしない。その時点での起点は、甘粛省の臨洮であり、鴨緑江近くの遼東が東方の終点であった。総延長は約5,000kmであったといわれている。その後中国歴代の王朝は、北方情勢が緊張するたびに増改築をくり返してきたが、明の時代に入ってから、約140年を費やして最後の大改修を実施したのである。これが現在残存している長城で、西は甘粛省嘉



▲階段状にアップダウンのある城壁天端  
北京郊外八達嶺にある長城への昇降口▼



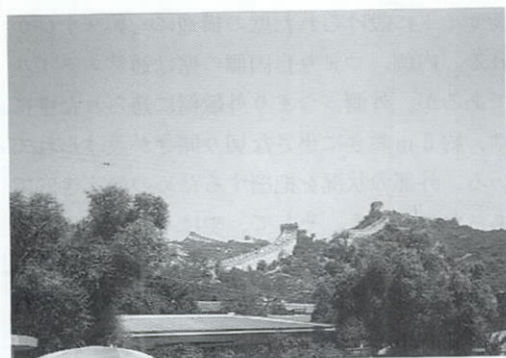
▼八達嶺の広場(右側の建物が公衆トイレ)



峪関から東は河北省山海関に至る全長12,000kmの史上最長の建造物なのである。八達嶺以外の地区からも訪れる人達のために長城への昇降施設を設けている場所はいくつかあるが、首都北京郊外にあるこの八達嶺が、やはり最も利用者が多いようである。八達嶺は海拔800mから1,000m程度の山並みが連なる位置にあり、その山々の尾根に見え隠れするように蜿蜒と続い

ている長城の雄姿は、じっくりと時間をかけて眺めているうちに、実感となって私の脳裏に深くやきついたように思う。最初、それほどの興奮や感動を覚えなかったことが何故だったのか、自分でもよく理解できなかったが、現実長城の壁に触れ、上部の天端をゆっくりと歩き、階段状のレンガだたみに直接足を踏みつけているうちに、次第に感嘆の気持が充満し始め、遂には戦慄のようなものさえ意識できたほどであった。

今残っている時代の長城は、磚（せん）と呼ばれる堅牢な焼成レンガで全面が覆われている。城壁の高さ6m余り、天端の幅員は5m以上もある。かつて戦乱時には、軍隊が長城の天端を多勢で勇ましく移動していったことであろう。はるか数百年、いや数千年の昔から、数えきれないほどの回数を重ねて兵士達が往来したこの長城の上部天端を、自らの足で実際に歩きながら、目を閉じた私の頭の中には、そうしたかつての偉大な光景がはっきりと浮かんでくるようであった。長城上部には、一定間隔をおいて物見台が設けられている。歩いてみると、300m位に一ヶ処の割合のように思えたが、天端からさらに5mほど高い位置にまで昇れるタワーが併設されているのだ。これは屯所ともいわれており、外敵の動向をキャッチするために常時兵士が監視していた場所なのであろう。さらにこの物見台とは別に、要所ごとに烽火台が設置されている。異常事態発生時には、ここにのろしをつけ次の烽火台へと緊急伝達していったものと思われる。この烽火台でのろしは、はるか離れた辺境からでも確実な伝達が可能で、半日もあれば都の中心部にまで正確な情報が伝えられたといわれている。狼の排泄物を燃やすと、火は真直ぐに上り、高い位置にまで届くので、のろしの使用はもっぱらこの方法で行われていたらしい。明代になると、こののろしの回数や号砲の発砲数によって、外敵の人数を区別して伝達するための詳細な規則が定められていたことが記録に残されている。



▲尾根伝いに伸びる長城の偉容

射洞やのぞき穴のある城壁天端の壁▼

(右側が外敵側)



▼左の建造物が屯所と呼ばれる物見台



春秋戦国時代や秦の時代、さらには漢の時代に建造された、いわゆる初期長城の一部は、現在でも断片的に残っている。甘肅省玉門関にある漢代の長城、同じ甘肅省臨洮に残る秦代の長城等がそうしたものの代表的な遺構である。総延長12,000kmというのはこれら初期の長城をも合算した数字であり、全てが一本の城壁として連続しているということではない。長城天端の

両サイドに設けられた壁の構造にも興味をひかれる。内側、つまり自国側の壁は通常スタイルであるが、外側、つまり外敵側に造られた壁には、約5mおきに小さな切り開きが設けられている。外部の状況を把握するためののぞき穴であったのだろう。そして、やはり約5mの間隔で、今度は下方に小さな穴がくり抜かれてある。射洞と称されるもので、攻めてくる敵に対する飛道具の発射口であったに違いない。それにしても、これだけの大工事を徴用によって強行したのだから、人民の負担には想像を絶するものがあつたであろう。記録によれば、北斎の時代、400kmの区間工事の施工に際して、200万人の人民を徴用したとされている。また秦の時代には、あの有名な焚書令に従わなかった者は、その罰として長城工事の労役に4年間従事することを強制したともいわれている。

労役が生んだ伝説も多く、徴用された夫を訪ねて遠い地をはるばるやって来たところ、すでに夫は死亡していたという孟姜女の云い伝えなどは、その代表的なものといえよう。明代では、こうした大工事をスムーズに進めるための労務管理として、九辺鎮と呼ばれる九つの軍管区を設け、各々の長官に対して責任のある工区分担をさせたといわれている。レンガの大量生産のためには、現地で窯が作られそこで焼成された。城壁の内部は、5t以上の巨石や土砂(黄土)で固められているが、そうした資材の運搬にも極めて多くの困難が伴ったものと思われる。殆どが山々の尾根伝いに施工されるものであり、遠距離を、しかも山道の運搬にはさぞかし多くの犠牲者が出たことであろう。八達嶺から西方約9kmのところ居庸関と呼ばれる重要な地点があるが、これなどは「庸徒を徒居す」、即ち人夫を当地に移住させるという当時の方針に由来した地名である。2,000年にもわたって営々と築き続けられてきたこの長城の雄姿は、その労役に耐えつづけてきた中国人民の苦難の堆積の歴史を、そのまま象徴しているようでもある。

さて、北狄といわれる北方の騎馬遊牧民族対

策として、代々の王朝が築造してきたこの長城が、実際にはどれほどの効果をあげたかということになると、これはかなり疑問である。小規模な外敵侵入には勿論実効はあつたであろうが、北方から中原地域に侵入した金や、元や、清のケースから判断しても、中央の政治が混乱に陥ったときには、この長城は一挙に突破されているのである。明代の末期に、李自成を中心に蜂起した農民の一軍でさえ、居庸関の長城を撃破し、わずか3日間で北京の中心部に侵入することに成功している。月から見える長城といえども、政治の腐敗や人民の墮落の状況下では、その威力を殆ど発揮することができなかつたということであろう。「地險ならざるに非ず、城高からざるに非ず、兵多からざるに非ず、糧足らざるに非ざるなり。国法行われずして人心去ればなり」、そう表現した明代末の顧炎武の言葉が、まさにそのことを云い当てている。

夏の日には暑く長い。輝く陽光を浴びながら、長城での長い時間を過ごした私は、充足感で満ちあふれていた。この万里の長城のもつ荘厳さと、巨大さと、偉大さが、大きな固まりとなって猛然と私に襲いかかってくるようでもあつた。生命や生活の安全を、死にもの狂いで確保しようとしたときに噴出する人間の超人的なエネルギーの巨大さと、そこに結集された人間の発想や叡智の偉大さとを、さらに将来へ向かってこの万里の長城は誇示しつづけていくに違いない。そうしたことを思いながら、私は、ようやく沈みかけた太陽の残光を浴びていつまでも巨大な姿を見せつけている、この万里の長城を後にした。「国法行われずして人心去ればなり……」改めて私は、この言葉の意味をゆっくりとくみしめた。私達人間が建造したこの史上最大の遺産を、遠ざかる車窓を通して、私はいつまでもいつまでも見送っていた。

すぎえ けいじ

〔埼玉県新河岸川総合治水事務所長〕

## 会員団体平成5年度事業計画の概要(続)

### 事業計画概要

(社)埼玉県造園業協会

埼玉県造園業協会の事業計画は去る7月22日の総会において承認され平成5年度の事業が執行されるものであるが、その計画概要について主なものは次のようなものとなっている。

①造園工事業の近代化の推進、②都市公園等の整備・都市緑化普及事業、③造園事業の拡大、④造園工事の一括発注、⑤造園技術及び資質の向上、⑥調査研究、⑦機関紙の発行、⑧福利厚生・会員の表彰、⑨受託事業の実施等11項目である。

バブル崩壊後経済不況が叫ばれ、景気浮揚も鈍く、住宅産業を始め、民間設備投資の減少等厳しい状況の中で、環境問題について関連する緑化産業について各種の施策が取り上げられている。このような状況のもとでの的確に対応するため技術力の向上や経営改善等が図られるよう協会の事業を進めてまいりたい。

### 事業計画の骨子

埼玉県コンクリート製品協同組合

#### 1. 基本方針

平成5年度の我々業界は公共投資を主体とした景気浮揚対策の効果が逐次現れて来るものと思われるが、民間設備投資は低迷状態を続けるものと見込まれるなど、依然として浮揚感の乏しい回復過程をたどるものと予想される。更に従業員の高齢化、人材確保、労働時間短縮による諸経費の上昇、物流費用のアップ、製品の高品質と均一化等々ますます厳しい経営環境に置かれるものと考えられる。

当組合はこの様な厳しい状況に対処するため、組員相互の連絡協調体制をより一層強固なものにし、組合事業の健全な発展を目指し組員各社の安定と体質の強化に寄与するよう、次の事業を推進する。

- (1) 共同受注販売事業の充実
- (2) 分業化の推進
- (3) 新製品の開拓
- (4) 製品の均一化と品質の向上

## 事業計画概要

(財)埼玉県建築住宅安全協会

去る5月27日の第一回評議員会並びに第一回理事会において、本年度の事業計画が次のとおり承認されました。本年度は特に「住宅防火」講習会を2回開催するほか、児童生徒に対する「防災教育」普及事業について、その方法、効果などを検討する予定でいます。

### 1. 一般市民への啓発に関する事業

- (1) ポスターの作成及び掲示
- (2) 防災パンフレットの作成及び配布
- (3) 「住宅防火」講習会の開催
- (4) 児童生徒に対する「防災教育」普及事業実施についての調査・研究

### 2. 所有（管理）者に対する啓蒙、広報等に関する事業

- (1) 定期報告制度の重要性認識の為の広報活動
- (2) 定期報告制度広報用リーフレットの作成及び送付
- (3) オーナー団体に対する渉外業務
- (4) 調(検)査資格者の紹介、あつ旋
- (5) 定期報告対象建築物等の台帳の整備

### 3. 調(検)査資格者に対する指導連絡等に関する事業

- (1) 建築物、建築設備及び昇降機等の調(検)査に関する具体的事項と定期報告書記入に関する実務要領講習会の開催
- (2) 上記各講習会用テキストの作成及び頒布
- (3) 定期報告書及び添付書類の印刷、頒布並びに関係図書等の頒布
- (4) 協会通信の発行
- (5) 業務届出の受付及び業務手帳の発行並びに届出者名簿の作成

### 4. 他県定期報告取扱い団体の活動状況に関する情報及び資料の収集

### 5. 特定行政庁からの受託業務

(1) 所有（管理）者に対する提出の通知（再通知を含む）

(2) 定期報告書の受付及び内容審査並びに報告済証の発行

6. 防災関係機関との連絡協調に関する事業
7. 関係行政庁等との意見調整のための諸連絡
8. 事務処理のOA化促進に関する調査・研究
9. 20周年記念事業実施準備
10. その他建築物等の維持保全に関すること

## 事業計画概要

(社)埼玉県環境安全施設協会

日本経済の低迷が長引き、暗い話ばかりであった国内景気指標に、鉱工業・公共事業・住宅がちらほらと明るさを感じさせる動きが表れてきてはいるが、バブル時代の反動で、円相場は市場最高値を記録し、民間需要の不振に追い討ちをかける心配は、まだ遠のいてはいない。

政府は、内需主導型の景気回復を目指し、5年度予算に公共事業費の大幅増額を盛り込み、更に新社会資本といわれる超大型の新総合経済対策13兆2千億円を決定、景気浮揚を図ろうとしているが、景気後退が始まって2年余になる今回の不況は、そう簡単には回復しないという経営者の心配があり、更に落ち込みが警戒されている。

今や産業界は、日産自動車工業の座間工場閉塞計画や日本の代表的企業の集まりである日本自動車工業会でさえ、雇用調整助成金の指定申請に踏みきる等々、リストラクチャリング（事業の再構築）を進めて、新時代にふさわしい態勢を整えようとしている。

当協会も、協会運営のリストラを推進し、設立の初志を貫徹するための新たな一歩を踏み出すときである。

このような社会環境の認識を踏まえ、活発な事業活動を展開しながら、技能労務者の定着対



策として、作業の省力化・合理化・労働時間の短縮・福利厚生施設等の改善整備を更に進め、将来性ある、そして魅力ある職場としてのイメージ向上に努めるべきである。

5年度は第5次交通安全施設等整備事業5カ年計画の第3年度であり、蓄積されたノウハウと経験を最大限に活かし、不特定多数の民衆を交通環境障害から防衛し公共の福祉に貢献するとともに、環境安全施設の尖兵として誇りある協会の地位向上を目指し、次の事業を推進する。

1. 経営合理化事業の推進
2. 調査研究事業の推進
3. 広報教育事業の推進
4. 労働安全事業の推進
5. 交通安全啓発事業の推進
6. 加入団体の事業運営の協力

## 事業計画概要

### (社)情報通信設備協会埼玉県支部

平成5年度は景気の回復が予想されるものの、我が業界を取り巻く環境は引き続き厳しくなるものと思われます。

この様な状況下、当県支部は、会員組織の強化拡大、保守業務の必要性和通信設備の品質向上、NTTとの共存共栄、県支部の地位向上等をはかる為、地方本部と協力し、下記事業を推進したいと考えます。

#### 主要事業

1. 会員組織の強化拡充
2. 公正なる制度の維持確立
3. 保守業務の必要性、啓蒙と通信設備の品質向上
4. NTTとの協調と相互理解の増進
5. 県支部の地位向上と建設業界との情報交換及び親睦
6. 情報・宣伝活動の充実
7. 会員への情報周知の親睦

## 8. 講・研修会の開催

### 事業計画の骨子

#### 埼玉県設備設計事務所協会

1. 協会法人化を図る
  - (1) 建築設備技術を通じ地域社会の公益に寄与するための諸事業を行う。
    - (イ) 建築設備技術等の高揚を目的として研修会を企画開催する。
    - (ロ) 建築設備技術者の育成を目的として「建築設備士受験準備講習会」を開催する。
    - (ハ) 広く県民を対象に「設備相談会」を企画開催する。
    - (ニ) 建築設備の劣化診断や対策等を研究する。
    - (ホ) 県内建設関連団体の行う諸事業に協力する。
  - (2) 建築設備関連部門の社会的地位の向上を計る。
  - (3) 協会会員、賛助会員の充実を計る。
2. 日本設備設計事務所協会連合会の発展に努め諸事業に協力する。
3. 協会会誌発行
4. 協会正会員、賛助会員相互の交流を促進するための方策を研究実施する。
5. 建築設備関連団体との友好交流を深める。
6. 建築設備設計他の官公庁による発注を促進するための資料収集及び、諸活動を行う。

## 理事会・委員会報告

### 広報委員会



7月23日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催し、建産連ニュース第57号の発行経過の説明と同58号発行（10月15日付）に伴う編集案の検討及び「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施について協議を行った。

松本委員長欠席のため首藤副委員長を座長にして議事を進めた。

はじめに「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施計画から協議に入った。この件は、前回の了解事項であるため内容の審議を省き、作品応募要領に基づき対象公立小・中学校宛に応募（9月30日限）の依頼を行った旨報告にとどめた。続いて7月15日付建産連ニュース（第57号）の発行の経過及び記載内容のポイントを説明し了解を求めたうえ、次号第58号の編集素案を提示し、概要説明をして意見等を求めた。

内容的には大筋の了承を得たが、去る6月建築規準法改正法が施行に伴い県で取沙汰されている用途地域の改正、線引きの見直し及び地価監視制度の改廃案の動向を記事として取り上げることが要望が出た。その他数件の要望を併せ考慮することとして了承を得た。

最後に、次回開催を10月20日と決め散会した。

## 理事会



7月26日正午から建産連会館1階特別会議室において本年度第2回の理事会を開催し、役員補欠選任と委員会構成について諮ったあと、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（会長・藤村光男県都市整備公社専務理事）より建議の「時短並びに契約適正化」についてその対応を協議した。なお、議事終了後同席において県の新都心建設局長篠田伸生氏による「さいたま新都心整備の現況」について説明を受けた。

定刻開会、冒頭斎藤会長は、政局混迷の中で景気の底入れもなお不透明、就中、大手ゼネコンをめぐる不祥事が相次いで明るみに出るなど、建設産業界にとってもその影響が懸念されるとしたうえ、当連合会には当面時短に対する対応が焦点だとしてその推進へ向け理解と協力を要請、引き続いて議事を進めた。

はじめの役員補欠選任について諮った。

この件は、会員団体長の異動等によるもので、理事2名のほか本席評議員6名の選任でその間の事情を説明、いずれも就任が承認された。また、各種委員会委員構成については一覧表を提示してその了承を求めた。

続いて、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会より建議があった「労働時間短縮の推進」及び「契約適正化の推進」の2つの申入れ事項についての対応を協議した。

この両建議は、当連合会が昨年の課題テーマとして同協議会に諮問し検討を依頼したもので

あって、このほど同協議会より答申の形で提示されたものである。

内容は、いずれも実施に移す指針、指標となるものであって、協議の結果、その趣旨を尊重、付された「宣言」案ともに答申のとおり採択することに同意、今後その周知を図り相連携して推進することが申し合わされた。

議事終了後、篠田新都心建設局長の来席を得て約1時間、さいたま新都心整備の現況等について説明を受けた。

同局長は、はじめに本計画が策定された時代的背景を述べたうえ、整備の基本目標、整備計画の範囲、中枢、中核施設等導入機能等について説明のあと、アクセス道路網構想をはじめ街路、下水道等の基盤整備の計画並びに現況を述べ、新都心整備の全貌を明かにした。(本誌別項の「さいたま新都心整備計画並びに中枢・中核施設整備計画」の稿を参照されたい。)(W)

## 定期刊行物

月刊

# 建設物価

### ●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/千別  
※年間購読料33,360円/千共  
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

# 建設統計月報

### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,150円/千別  
※年間購読料13,200円/千共

## 専門図書

※定価はすべて税込みです。

### 新刊 道路維持修繕の施工と積算

■B5判/420頁 ●定価5,500円/送料450円

### 平成5年度版 建設省土木工事積算基準

■B5判/900頁 ●定価8,590円/送料600円

### 平成5年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/920頁 ●定価8,700円/送料600円

### 平成5年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価5,500円/送料500円

### 改訂30版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,080頁 ●定価12,000円/送料700円

### 改訂2版 下水道工事積算の実際

■B5判/410頁 ●定価4,700円/送料450円

### 改訂5版 土地改良工事の積算と施工

■B5判/570頁 ●定価4,900円/送料500円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)  
電話 (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-8768

# 告知板

## 意向反映型指名競争入札制度のあらまし

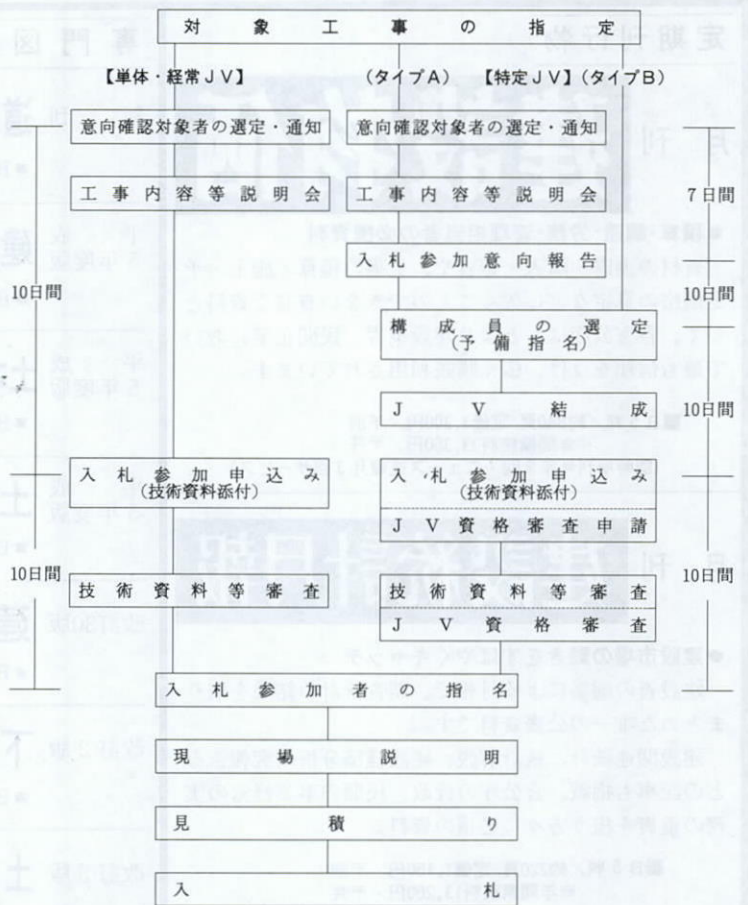
建設工事の入札・契約制度の改善・見直しを進めてきた県は、新たに「意向反映型指名競争入札制度」を導入し、試行に入った。

この制度は、工事の品質確保に対する意欲を確保しつつ、競争性、透明性を高めるため、建設業者の入札参加意向と技術的適性及び施工能力をよりの確に反映させる手続きを取り入れたのが特徴、県としては従来の指名競争入札制度にとかくの批判がでてい

ることに対処したものであって、単体、共同企業体のいずれにも適用される。  
本制度の適用対象は、土木工事で1億円以上、建築工事で2億5,000万円以上の比較的規模の大きな工事で、この中から所管部局長が指定することになっている。

なお、入札までの一連の体系は、下表「事務処理体系図」のとおりである。

意向反映型指名競争入札制度の事務処理体系図



# 県土木部長示達

県は、建設省建設経済局通知に基づく下記の事項について、このほど当建産連に対し、土木部長名にて会員に内容周知方要請されたので、主文及び指示事項を列記して理解を求めることとした。(W)

## 下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から下請契約における注文者（以下「注文者」という。）に対する指導方お願いしているところであるが、本年度は、当初予算及びこれに引き続く大型補正予算による大規模な公共事業が前倒し執行されているにもかかわらず民間投資については依然として低調な状況が続いており、総じて建設業に係る資金調達について不安が強まっている。

このような状況の下、建設業の請負代金の支払条件が悪化することが懸念されるところであり、特に資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する代金の適正な支払等の確保は、その経営の健全性を確保するため一層の配慮が必要である。

建設省においては、平成3年2月5日に「建設産業における生産システム合理化指針」を策定し、代金支払等の適正化を指導しているところであるが、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結するとともに、特に下記事項に十分留意し、下請契約における代金支払の適正化に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対する指導をさらに徹底されたい。

### 記

1. 注文者が前払金の支払を受けたときは、受

注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払い制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

2. 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当については、現金払とすること。

3. 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

4. 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

5. 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対しても上記1から4までの事項に準じた配慮をすること。

## 古 寺 社 探 訪 (8)

## 総 願 寺

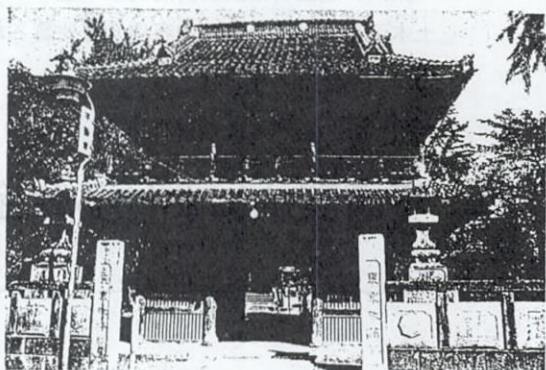
- ・ 所在 加須市不動岡 2-9-8
- ・ 本尊 不動明王

総願寺は、玉嶋山と号し真言宗智山派に属し、関東三大不動の一つに数えられ、本尊不動明王は古来近県近郷多数の人々の信仰を集めている本県有数の古刹。武州不動岡縁起によると、平安中期仁和2年(886)第58代光孝天皇が病の折、三井寺(滋賀県大津市)の智証大師円珍に命じ不動尊に病魔退散を祈念させたところ、たちまち平癒、天皇はそのお礼として円珍に同尊と同じお姿の不動尊像を彫らせ、これを宮中に祀り自ら持念仏とされた。

不動明王の持つ宝剣は、天国の宝剣と称し稀有の名刀とされた。ある時殿上人の一人がひそかにこの宝剣を盗みとり、己の差し料としようとした。その時、不動明王が堂守(武蔵国吉見の住人)の夢枕に立ってそのことを伝えた。くだんの堂守はお告げに従いひそかに不動尊像を背負い、故郷である武蔵国吉見領へ逃れ、仮堂を建てて奉安した。

しかし、長暦3年(1039)、大洪水により吉見領一帯もその厄難に遇い、不動尊は堂守とともに流失、そして各地を漂ったあと当地岡村に流れつき、頻りに靈光を放つので住民は無気味に思い取り上げようとはしなかった。そこに一人の僧が現れ「これは智証大師作の尊像故早く取り上げ祀るように」といって姿を消した。村人は驚き怖れ、尊像を建ててこれを祀り、以来地名を不動岡と改めた。

その後、江戸中期の元和年間、源信(字は総願)という僧が当寺を訪れた。彼の僧は近江



総願寺山門

(滋賀県)の生まれで、高野山の尊如律師に就いて学び真言密教の奥義を極めたが、29歳の秋諸国巡錫の旅に出て当地に至り病を得この不動堂に籠って一心に祈願した結果、病が平癒した。その靈験に感動し、奨められるまま堂守となり、以来寺を拡大して総願寺を建立した。これが総願寺の草創であるという。

その後、寺勢は隆々と栄えたが、明治8年(1871)12月の大火で諸堂悉く焼失、これを再建したのは同寺5世秀意及び6世秀戒の尽力による。

現在、高さ13mの重層の仁王門をくぐると、約2,500㎡もの境内が開け、正面に間口16m四方の豪壮な不動堂(銅葺)が目に入る。江戸末期天保年間の造営である。内部には多くの絵馬がかけられ、往年の信仰の厚さが偲ばれる。

## 規模、構成等

境内面積は17,355㎡、建物には、本堂、籠堂、観音堂、不動堂、山門、客殿、表門、位牌堂、黒門、鐘樓堂 庫裡などが立ち並ぶ。寺宝としては、不動明王座像(写真)、俱利迦羅不動剣、散蓮華模様青石塔婆、黒門などである。

このうち、俱利迦羅不動剣は、台座は鉄製、竜は銅製で、「羽生領不動岡村玉島山不動院総願寺長谷川弥市藤原秀森作之」とあり、徳川8



総願寺不動明王像 寺伝では三井寺の智証大師ゆかりという

代將軍吉宗の頃、当山が栄えた時代の奉納品といわれている。本堂前の「散蓮華模様青石塔婆」は、鎌倉時代末期の造立で、これは高貴の人の慰霊塔とみられ、全国でも稀有のものである。また、黒門は、もと忍城の城門であって明治22年に移築されたもので、忍城の遺構として現存する唯一の門である。総檜造りで天保年間（1830～44）の造立と推定され、有形文化財に指定されている。

#### 行事等

この寺の節分会豆撒式と9月28日の火渡り式はあまりにも有名、前者は150年ほど前から伝わる勇壮な行事で、ドラの音を合図に真っ赤に燃える長さ3m、重さ25kgもの大松明を掲げた赤鬼、剣や棒を持った青鬼、黒鬼が本堂廊下に現われると、これを目掛けて数千の観衆が豆や密柑を投げつけるという変わった節分会である。後者は、修験道の行事としての荒行の一つで、



本堂内「俱利伽羅不動剣」 剣身を巻く竜の迫力は強烈だ

いわゆる「火渡り」で、足袋や靴等をはいて渡ると却って火傷をするといわれ、身心健全を祈念する行事である。

交通は、東武伊勢崎線加須駅下車徒歩10分。



## 建産連だより

### ——会員の動静——

## 独自の求人用パンフレット 『しごと宣言』作成

(社)埼玉県電業協会

電業協会では、会員企業に就職を希望する若者のためにと、高校新卒者に電設業界をアピールし、求職気運を増進するためにオリジナルの就職ガイド「しごと宣言」を作成し、6月中旬から会員一同県内高校、専門校を訪問し業界のPR活動を行っております。(右写真はその表紙)

ここ数年の会員企業の新卒者の採用状況を見ますと、会員（構成81社）全体で年に120名～130名前後の新卒者を採用しております。しかしながらご多分に漏れず若年技術者の確保に苦心をしているのが現状であります。

従来の求人活動では業界を紹介する資料として中央団体等で作成したパンフレット等を利用しておりましたが、地方の実情と若干異なるところもあり、独自のPRを行う必要があるとして今回のパンフレットの作成に取り組むことにした次第であります。

特徴としては、埼玉県出身の有名人からのメッセージや、会員企業で活躍している20代の若き社員達の体験や抱負、建築現場の1日体験を歓迎するコーナー・会員名簿を掲載しています。

今後とも会員一同パンフレットを通じ県内高校専門校等との関連を一層密にして、これまで東京・大手企業に向けられていた若者の関心を地方に向けるよう人材開発に地道に活動を続けていく予定であります。



## 住宅防火講習会開催について

(財)埼玉県建築住宅安全協会

本年度第一回目の「住宅防火講習会」を、9月3日に春日部市で開催しました。この講習会は、わが国の火災による死者の約90%が住宅火災によるもので、そのうちほぼ半分を65歳以上の老人が占めている現状を鑑み、設計段階での防災上の配慮と日常の適切な維持管理、さらには住宅用の煙感知機、スプリンクラーなどの防災機器の活用等、住宅防火対策を推進する目的で昨年度から県と共催で開催しているものです。

当日は、戦後最大級という台風の接近を気にしながらの講習となりましたが、主催者挨拶の後、県の建築指導課から「住宅火災の現状について」「住宅防火設計の考え方について」講義を頂いた後、防災映画の上映と「建築物等の適確な維持管理と定期報告制度について」説明を行いました。

なお、本年度第二回目の講習会を来年2月上旬頃に、川越市内で開催する予定でいます。詳



細が決定しましたら、改めてお知らせします。

## 業界倫理の刷新で決議

(社)埼玉県環境安全施設協会

平成5年の第3回通常総会を、6月16日大宮市内で開催し、業界の倫理刷新について会員の総意により、次のように決議しました。

### 決 議

われわれ埼玉県環境安全施設協会は、県内における建設業のうち、道路標識・道路標示・道路照明灯等の交通安全施設や各種公共施設の外構防護柵等の専門工事業の協会として社会全体の財産である道路や公園・学校等の公共施設物の環境安全施設を通じて、公共の福祉に貢献すべく努力を重ねて参りました。

しかしながら、昨年度会員の一部が公共工事をめぐる独占禁止法違反行為を行ったことにより、公正取引委員会から審決をうけるにいたりました。また、このことは建設業法に違反するものとして、建設大臣及び埼玉県知事より独占禁止法違反行為の再発防止に厳重な指示をうけ、各関係機関に多大なご迷惑をおかけしたのであります。

われわれ会員は、このようなことが二度と繰り返されないよう公正かつ透明な受注活動を確保するとともに、自ら自粛自戒し、社会の信頼を一日も早く回復すべく、ここに会員の総意をもって、次のとおり決議するものであります。

1. 団体活動を通じ従来から独占禁止法の遵守について積極的に取り組んでいるが、なお公正な競争秩序の確保に向け、一層の努力を傾注すること。

1. 信頼される専門工事業として、現在進められている建設業構造改善推進プログラム等の諸課題について、全会員が一体となって積極的な取り組みを行うこと。

1. 会員は、政治資金規正法に違反する行為は、

従来同様今後も一切行わないこと。



## 「若者への期待」

埼玉県建設大工工事業協会

バブル経済の崩壊後、今までに経験したことのない工事量の落ち込みの現状になり、今後の経営方針の方向づけに悩む毎日の現実となっております。その一つとして、社内意識の改革を計るためには、今後更に進展すると考えられます。建築工法の変化に対応するためには、苦しい中でも若い人材の導入は必須の条件と思われま

我が型枠大工協会では、特に現・事業主の二代目とも云うべき次代を負う若者を中心に青年部会を発足して今年で5年目、当初は単に親睦の会にすぎなかったものが、年に一度他県青年部との意見、情報交換の研修会、新建材、新工法による現場見学等＝写真＝、意欲的に活動し、去る9月1日には学識経験者を招いて勉強会を開き今後の苦境に対応出来る様、誓い合った。この様に若者に期待するものは大であると思われま

# 平成5年度電気使用安全啓蒙

## キャラバン隊巡回

### 実施について

埼玉県電機工事工業組合



行田支部向上委員会では、本年は農事用電力施設の安全に主眼を置いた運動を実施することとし、従来の訪問先である各市町村の役所に加えて農協本部一箇所を訪問することを決定し、さらに地区の自治会等の回覧組織を利用して「事故防止」のチラシを配布することを計画、東京電力株行田営業所および川里村のご協力をいただき、川里地区の皆さんに漏電遮断器取付推進のチラシを配布した。今回で4回目の電気使用安全啓蒙キャラバン隊を組織、8月6日に降りしきる雨の中「電気使用安全月間」の横断幕をつけたキャンペーンカーを先頭に、行田支部、小沢支部長以下6名、東京電力・行田営業所吉川所長以下3名の計9名（地区組合員が地元の役所に9名先行）乗用2台が後続し、電気安全のPR放送を流しながら、行田市～吹上町～鴻巣市～川里村～行田市農協の順に移動し各役所ならびに本部を訪問した。

各庁舎のロビーで来庁者にチラシを配ったあ

と首長・組合長に面接し、キャンペーンの趣意書を読み上げて電気安全に関する知識の啓蒙を呼びかけながら懇談した。「いつも適切な時期に適切な運動をご苦労様」というご挨拶にみられるように、継続して行っているキャンペーンに深い共感をいただいていることを感じることができた。

(写真・川里村長に趣意説明の組合幹部)



## 連合会日誌

- 7月16日 平成5年度ヘルシー埼玉21県民会議定期大会に須賀所長出席
- 7月21日 第4回埼玉県建設生産システム合理化推進協議会  
専門委員会（労働時間短縮及び契約適正化推進）検討事項の報告、平成5年度検討課題について協議  
建設業労働災害防止大会に斎藤会長出席
- 7月22日 (社)埼玉県造園業協会総会に斎藤会長出席  
平成5年度勤労者福祉施設長会議に須賀所長出席
- 7月23日 広報委員会  
建産連ニュース第57号の発行、第58号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議  
建設業振興会議に斎藤会長出席
- 7月26日 正副会長会議  
正副会長会議において理事会付議事項について事前協議  
理事会  
役員への補欠専任、各委員の委員構成、当面の事業推進について協議
- 8月3日 研修会  
～4日 「ネットワーク研修」(社)埼玉県建設業協会と共催  
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール  
講師：近野 徹 受講者総数 延べ285人
- 8月31日 (社)全国建産連正副会長会議、総務委員会に金井常務理事出席  
平成5年度クリーンリサイクル埼玉県民会議に立石専務理事出席
- 9月9日 さいたま新都心建設促進協議会「天王州アイル」「ニューピア竹芝」視察会に金井常務理事出席
- 9月24日 (社)埼玉県建設業協会主催による平成5年度公共事業に係る建設労働者の賃金台帳整備推進説明会に会員団体役員他企業担当者等多数参加
- 9月27日 建設業経営講習会  
「入札・契約制度の基本的在り方」  
(社)埼玉県建設協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支社との共催  
後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館3階大ホール  
講師：高比良 和雄 氏
- 10月6日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施
- 10月7日 (社)全国建産連会長会議、石川県金沢市で開催  
～8日 斎藤会長、金井常務理事出席
- 10月13日 構造改善委員会  
建設生産システム合理化等の推進状況、今後の事業推進について協議



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成5年10月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
(社)埼玉県環境安全施設協会	会長 清水 義夫	浦和市宿 285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429



あなたの一台も空を汚しています。  
たった一日一台の車を減らすだけでも、私たちの青い地球を癒すことができます。

## 特に水曜日は乗らない DAY

七都県市  
冬期自動車  
交通量対策  
キャンペーン

期間：平成5年11月～平成6年1月

主催●七都県市首脳会議 後援●環境庁  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市

建産連ニュース 第58号

平成5年10月25日発行

発行  
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
企画・編集 広報委員会  
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号  
電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

株式会社 みづほ

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月